

徳島大学

人と地域共創センター紀要

第 35 卷

目次

<原著論文>

寄附金控除制度に関する一考察

—NPO 法人の視点から— 段野 聡子・田中 真由美 (1)

<報告>

近隣地域への来訪意欲を誘起するためのコンテンツ追体験スポットのレコメンドシステムの設計

..... 石原 由貴・美藤 輝樹・渡邊 加奈 (21)

『美術館でつながる』を試みる」セミナー報告

..... 田中 佳 (31)

アートを活かした認知症に関する意識啓発活動の動向

—オーストリアの美術館における事例をもとに— 鈴木 尚子 (49)

原著論文

寄附金控除制度に関する一考察
—NPO法人の視点から—

段野 聡子*・田中 真由美**

One Consideration about the Contribution Deduction System:
From the Viewpoint of the NPO Corporation

Satoko DANNO & Mayumi TANAKA

要旨

わが国の自治体の多くは、多様化・高度化する市民ニーズに対する適切な対応、効率的・効果的な社会資本の整備等の推進、民間における新たな事業機会の創出や投資の喚起を実現するため、行政サービスを最大限活用した民間活力の導入に取り組んでいる。これらの取り組みを推進させるために目的をもって活動するNPO法人の役割は大きい。

このように、今日の経済社会において大きな存在意義を有しながらも、NPO法人数は減少の一端である。同様の傾向がアメリカでも見られるかという点とそうではなく、わが国においてこのような現象が生じているのは、NPO法人の不安定な収入構造にあると考えられる。NPO法人の主な収入源は、個人や企業からの寄附金である。

現状においてNPO法人の個人寄附総額は増加傾向にあるとは言い難い。そこで、本稿では個人寄附総額の伸び悩みの解消に向けて、個人と企業における寄付金控除制度の比較検討を行った。法人税法上での寄附行為における損金概念や所得税法上における寄附金控除の根拠に関する学説や判例の整理を通して、法人税法と所得税法の間で寄附金控除制度に関する公平性の問題が生じていることが判明した。

アメリカの寄附金税制に関して考察を行った結果、アメリカでは寄附行為は税制よりもむしろ慈善寄附、正しいことを行っているという倫理的義務感が誘因として働いていると推察することができた。寄附行為が当然だと考える寄附文化がアメリカのように醸成されていないわが国においては、寄附金の本質的な議論を土台とした寄附金税制の抜本的改革なくしては寄附の促進は図れない

* 徳島大学 人と地域共創センター

**安田女子大学

であろう。本稿は、寄附金税制の抜本的改革を目指して、わが国における寄附税制の在り方についての検討を試みている。

キーワード：NPO 法人、寄附金控除制度、法人税法、所得税法

1 はじめに

わが国の自治体の多くは、多様化・高度化する市民ニーズに対する適切な対応、効率的・効果的な社会資本の整備等の推進、民間における新たな事業機会の創出や投資の喚起を実現するため、行政サービスを最大限活用した民間活力の導入に取り組んでいる。

これらの取り組みを推進させるために市民が果たす役割は大きい、目的をもって活動する NPO 法人の役割も大きい。NPO 法人とは、Non-Profit Organization、または Not-for-Profit Organization の略語で、「収益を目的としない (Non-Profit) 組織」という意味である。「収益を目的としない」という意味では公的組織も NPO と言えるが、この言葉はもともと「収益を目的とする組織」、つまり企業に対抗して用いられるようになった言葉なので、「民間の (組織)」ということが含意されている¹。

この NPO 法人の存在意義について山内 (2002) は、「政府が直接供給するサービスは、無個性・画一的なものになりがちだが、小まわりの利く NPO 法人はもともと多品種少量生産に向いており、公共サービスに対する需要の多様化に対応しやすい面がある²」と論じている。山内は NPO 法人を、利用者ニーズを的確に把握し、迅速に対応することができるものと捉えているのである。

しかしながら、内閣府 (2021) によると、NPO 法人の認証法人数は 2021 年 3 月末現在において 50,867 団体と報告されている。2017 年にその数が頭打ちとなる一方で、年々解散数が増加しており、2020 年 11 月には解散数が 20,016 と 2 万を超えた。これ以降も解散数は増加傾向にあり、今後においてもこの傾向は続くであろうと予測される。また、わが国の NPO 法人は、東京・神奈川といった首都圏や、大阪・愛知・福岡などの大都市圏に集中している。

日本の NPO 法人に当たるアメリカのパブリック・チャリティは 301,214 団体、事業型私立団体は 7,486 団体、助成型私立団体は 74,364 団体 (IRS 資料 2006) となっており、わが国の NPO 法人数は、アメリカと比較すると人口規模や経済規模を考慮してみても、非常に低い水準にあるといえよう。この要因として、日本の NPO 法人は、圧倒的に零細組織が多く、収入についても不安定な構造となっていることが考えられる。

内閣府 (2012 年 8 月付け資料) によると、NPO 法人が必要とする政府からの支援として、資金援助、公共施設等活動場所の低廉・無償提供、税制優遇措置の拡充等を挙げており、このことから NPO 法人を取り巻く環境は厳しいものであると推察できる。したがって、NPO 法人の収入源として、個人や企業からの寄附金拡充が課題であると思われる。

しかしながら、現状においては、個人寄附総額の推移 (寄附白書) を見ると、「2011 年の個人寄

附総額は、東日本大震災に関する金銭寄附を除くと、5,182億円と報告されている。2009年から現在に至るまで報告されているデータでは、2009年には5,455億円、2010年には4,874億円、2012年には6,931億円、2014年には7,409億円、2016年には7,756億円」と微増傾向に留まっている。

個人寄附総額の伸び悩みは寄附金控除制度に問題があるのではとの観点から、税法においてこれまでに多くの議論がなされてきた。税法上の寄附金の意義及び範囲が明確にされず、学説の見解も統一されていないことから、法人税法上では寄附行為が損金概念に含まれるかどうかという議論が、同様に所得税法上でも寄附金控除の根拠についての議論が生じている。さらに、法人税法と所得税法の間で寄附金控除制度に関する公平性の問題も生じているのである。

上述のように、これまで多くの議論がなされているにも関わらず、寄附金控除制度を巡る課題は残されたままである。寄附金の本質的な議論を土台とした寄附税制の抜本的改革なくしては寄附の促進は図れないであろう。

そこで本稿ではわが国のNPO法人に対する寄附の促進を図るべく、寄附金控除制度の仕組みを整理するとともに、アメリカの寄附税制を参照することで、わが国における寄附税制の在り方についての検討を行う。まずはわが国における寄附金控除制度（法人税法及び所得税法）の概要について述べる。

2 日本における寄附金控除制度の概要

2-1 法人における寄附

法人が支払った寄附金の控除に関して、法人税法では次のように定めている。

一般寄附金については、損金算入限度額計算が適用される。しかしながら、寄附の相手先が国又は地方公共団体である場合、その国等に対する寄附金については、限度計算額を要せず、その全額が損金として認められることとなっている。（法人税法第37条第3項第1号）

また、一般のNPO法人に対する寄附は、所得金額と資本金等の金額によって決まる上限（資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%）×1/2まで損金算入することができる。さらに、認定NPO法人に対して寄附を行った場合には、この損金算入枠と別枠で上限が設けられており、（資本金等の額の0.25%＋所得金額の5%）×1/2まで損金算入することができる。

2-2 個人における寄附

個人が支払った寄附金の控除に関して、所得税法では次のように定めている。

特定寄附金を支出した場合において、その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額等の合計の40%に相当する金額を超える場合には、その40%に相当する金額）のうち2,000円を超える額を寄附金控除額とする。（所得税法第78条第1項）

個人が認定NPO法人に対して寄附を行った場合、「税額控除³⁾」と「所得控除⁴⁾」との選択制に

より寄附金控除が認められているが、一般のNPO法人に対する寄附について寄附控除は一切認められていない。

上述した特定寄附金とは、次に掲げるいずれかに当てはまるものをいう。ただし、学校の入学に關してするものなどは特定寄附金に該当しないとされている。

- ① 国、地方公共団体に対する寄附金（所得税法第78条第2項第1号）
- ② 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、次に掲げる要件を満たし、財務大臣が指定したもの
 - イ 広く一般に募集されること
 - ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること（同第78条第2項第2号）
- ③ 所得税法別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、所得税法施行令217条で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（①及び②）に該当するものを除く。（同第78条第2項第3号）
- ④ 特定公益信託のうち、目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものの信託財産とするために支出した金銭（同第78条第3項）
- ⑤ 政党や政治資金団体に対する寄附金（租税特別措置法第41条の18）
- ⑥ 認定特定非営利法人に対する寄附金（同第41条の18の3）
- ⑦ 特定新規中小会社により発行される特定新規株式を払い込みにより取得した場合の特定新規株式の取得に要した金額のうち一定の金額（1,000万円を限度）
- ⑧ 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金のうち、一定のもの
なお、上記③における所得税法施行令217条で定めるものとは、次の法人をいう（以下「特定公益増進法人」という。）
 - イ 独立行政法人
 - ロ 地方独立行政法人のうち、一定の業務を主たる目的とするもの
 - ハ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
 - ニ 公益社団法人及び公益財団法人
 - ホ 民法34条の規定により設立された法人のうち一定のもの及び科学技術の研究などを行う特定法人
 - ヘ 私立学校法第3条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの
 - ト 社会福祉法人

チ 更生保護法人

表 1. 日本の寄附金税制 (NPO 法人制度)

認定機関	認定要件	税制度 (寄附金税制)	税制度 (団体課税)
所轄庁 (都道府県、 指定都市)	限定列举	所得控除又は税額控除 (控除率は寄附金額の最大 50%) (*)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益事業 (法人税法に規定された 34 業 種) を営む場合にその収益事 業から生じた所得について のみ課税) ・ 収益事業以外の事業から生じ た所得については非課税
	社会教育・保健・ まちづくりなど	限度額 個人：課税所得の 40% 法人：(資本金等の 0.375% ×月数/12+ 課税所得の 6.25%) × 0.5	

(*) 所得税の 40% と個人住民税の控除の合計。個人住民税は、都道府県が指定した寄附金は 4%、市区町村が指定した寄附金は 6%、双方が指定した場合は 10% 控除される。

【出所】平成 22 年第 2 回市民公益税制 PT 資料 5、平成 23 年度税制調査会資料 (所得税関係)、経済企画庁国民生活局編『海外における NPO の法人制度・租税制度と運用実態調査』等に基づき筆者作成

3 法人税法及び所得税法における寄附金控除制度の変遷

本章では、前章で述べた寄附金控除制度の歴史的変遷について触れる。

(1) 法人税法

法人税法上における寄附金控除制度の変遷をみると、「寄附金の損金算入についての税法上の規制は、第二次世界大戦さ中の 1942 年の税制改正において臨時租税特別措置法の一部改正法 (昭和 17 年法律 56 号) により創設された⁵⁾。」「それまでは、寄附金の損金算入について制限はなく、その純資産減少効果に着目して、全額が損金として控除されていた⁶⁾」のであった。

その後、「終戦後 1946 年の税制改正において租税特別措置法に引継がれ、次いで 1947 年に 1942 年の制度創設以来、寄附金の損金算入の規定は法人税法ではなく、臨時租税措置法において定められたものが、法人税法本法に移入されて恒久法としての今日の基礎が作られた (旧法人税法第 9 条第 3 項)⁷⁾」のである。

近い改正では、2008 年度税制改正において、法人が特定公益法人等に行った寄附金についての一般損金算入限度額に代えて、特別損金算入限度額が定められ、所得基準額が所得金額の 5.0% (一般損金算入限度額の所得基準は所得の金額の 2.5%) とされた。(法人税法第 37 条第 4 項、法人税法令第 77 条第 2 項第 1 号、法人税法施行規則第 23 条の 3)

このような変遷において見えてくる課題は、寄附金の損金算入についての規制が、第二次世界大戦さ中の税制改正における臨時租税特別措置法の一部改正 (昭和 17 年法律 56 号) により創設されて以降、そのままの方式が現行制度に踏襲されているということである。第二次世界大戦という混乱期に創設されたものが、少子・高齢化の進展、社会の多様化・複雑化が進行した現代においても、

そのまま適合すると考えるのは不自然であると思われる。

(2) 所得税法

続いて、所得税法上における寄附金控除制度の変遷をみるとその歴史は浅く、寄附金控除は、1962年以前は控除が認められておらず、1962年の税制改正において税額控除による寄附金控除制度が創設されたのである。

「制度創設は早くから要望されていたが、理論的には寄附金は所得の処分であり控除項目ではないこと、寄附金奨励の政策的措置としても高額所得者のみを利する不公平な制度であること等を理由に、導入が見送られていたという経緯があった⁸。」

このような経緯があったにも関わらず、創設に至ったのは「公共事業の施設の整備拡充が公費に依存するばかりでなく民間の寄附に期待している事実が相当にあること、欧米における公共事業等に対する寄附の慣行も各国の税制上の措置に裏付けられている点大きい⁹」との理由からであった。

その後、限度額の緩和や控除拡大が行われていき、条文についても1965年の全文改正で今日のような形に改められ、1967年の改正により所得控除に改められた。所得控除が認められた理由として、「寄附金課税制度における所得控除方式の採用は、高額所得者への税負担の軽減というインセンティブを与え、寄附の形で公益活動の促進を図る¹⁰」こと、「税額控除の算定方式が複雑であったこと、所得の多寡にかかわらず軽減割合が一定であることが寄附者にとって評判が良くなかったこと等が挙げられた¹¹。」

1974年には寄附金控除の足切り限度額を従来の所得金額の3%と100,000円との少ない金額から一律10,000円に引き下げ、控除枠を拡大させた。このように「所得課税が時間的・理論的に先行する中で、寄附金控除は政策的な特例措置として限定的に導入¹²」されたものであった。

2001年度に認定NPO法人が特定寄附金の対象とされ、2007年度税制改正において、所得の30.0%までとされていた控除の上限が、所得の40.0%まで引き上げられた。さらに2010年度税制改正により、個人が特定公益増進法人に行った寄附金について、所得税の寄附金控除の適用下限額が2,000円にまで引き下げられた。(所得税法第78条第1項、2項)

これまで控除適用限度額の引き下げ、控除対象となる総合所得金額割合の引き上げ等の税制改正が繰り返し行われている。アメリカでは所得控除を所得の30.0%から50.0%¹³としており、現状の控除額で比較するとわが国もアメリカの水準に追いついてきたと思われる。

4 日本における寄附金控除の根拠－先行研究の視座－

本章では、税制上において上述のような寄附金控除が認められている根拠について検討を行う。

4-1 法人税法上の根拠

まずは法人税法について検討を行う。

法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額が一定の金額を超える場合には、その超える部分の金額は、税法上、損金の額に算入されない。(法人税法第 37 条第 3 項)

換言すれば、法人の支出する寄附金は、一定の限度額内に限り損金として認められるということである。この根拠は以下の論評に基づく。

木下・金子(2001)は「法人の寄附金は、本来損金性を判断することは非常に困難であるということで、一般の寄附金については画一的に一定の金額の範囲内で損金算入を認める寄附金の量的規制が採り入れられている¹⁴。」と述べている。

古くは、武田(1974)が「結局は事業に関連しない費用は損金の額に算入しないということにある。つまり寄附金のうちには事業のための費用たる部分と事業に関連のない部分とが含まれていると考えられる¹⁵。」と述べており、長谷川(1973)も「存在として企業活動を円滑に遂行するためには、ある程度の寄附金は事業活動と直接の関係はないというものの、法人が一個の人格を有し、社会的と認められるので、税法においても一定金額を限って損金経理を認めることは、むしろ実情に即した処理といえる¹⁶。」と述べている。

そして、寄附金の概念や特徴をもとに論評した金子(2009)は「寄附金とは、その名義のいかんを問わず、金銭その他の資産または経済的利益の贈与または無償の供与のことである。したがって、それは、通常の意味における寄附金よりもはるかに広い概念である。寄附金が法人の純財産の減少の原因となることは事実であるが、それが法人の収益を生み出すのに必要な費用といえるかどうかは、きわめて判定の困難な問題である。もし、それが法人の事業に関連を有しない場合は、利益処分の性質をもつと考えるべきであろう。しかし、多くの場合、法人の支出した寄附金のうちどれだけが費用の性質をもち、どれだけが利益処分の性質をもつかを客観的に判断することが困難であるため、法人税法は、行政的便宜ならびに公平の維持の観点から、統一的な損金算入を認め、それを超える部分の金額は損金に算入しないこととしている¹⁷。」と述べている。

また、末永(2004)は「寄附金の損金性を考えると、寄附金の特徴である対価なしで支出する無償性に求められる。そうすると費用・収益対応の原則では説明が無理であって、対価を求めない以上、法人の事業活動とは関係なく、むしろ、事業活動の結果である所得の処分、すなわち利益処分と考えられる側面が多分にあるのである。しかし、企業は取引を円滑に行うため、善良な善隣関係の維持のため、あるいはフィランソピー活動のためといった諸目的をもって社会に存在しており、対価性はなくとも、社会的存在としての応分の負担は避けて通れない。そのため、法人税法は寄附金について形式基準を設けて損金算入を制限し、もって擬制的に公平を維持するという立法的解釈を図っている¹⁸。」と述べている。

同様に、北野(1994)も「企業にとって本来の事業経費ではないけれども(この経費の支出によって理論的には収入の増加が全く期待されない)、他面において社会的存在としての企業が活動するうえにおいてある範囲では企業の一種の義務的経費の性格をもつものとみることができる。その意味においては、寄附金は本来の経費と経費性を有しない支出とのいわば中間的経費とみることがで

きる。税法はこのような寄附金の経費としての特性（寄附金という経費自体がその性質上本来その損金性について内在的制約をもっている）を考慮してその損金算入の規制を租税特別措置法においてではなく法人税法自体において行うこととしたものと解される¹⁹。」と述べている。

渡辺（2010）は「いかなる寄附金が事業に関連があり、かつどの程度事業に関連性を持つかを具体的に識別することはとうてい困難というべきである。そこで一定の形式的基準によって擬制的にその事業関連の範囲を特定することが、実務上めんどろな紛争を避けることができ便宜である²⁰。」と述べている。要するに「寄附金は事業と直接関係のない財産の出捐であるから、その事業経費性は疑わしいが、さりとて全く損金性がないともいえないので、その事業経費性のある部分を定量化するために、一定の限度計算を設けている²¹。」と述べているのである。

このように今日においては、寄附金の損金性の定量化というべきものが通説となりつつあり、「寄附金の損金不算入制度は、業務関連性の明らかでない贈与支出について、その損金性を定量化するための行政的配慮である²²。」と解することができる。

4-2 所得税法上の根拠

続いて所得税法について検討を行う。所得税法において寄附金控除が必要とされる根拠としては、誘因と報酬という2つの視点が存在すると言われている。

所得税法上の寄附金控除が認められたのは、前述の通り1962年のことであるが、その導入の趣旨は寄附への誘因策であったとされる。

この点について、武田（1979）は「公共事業の施設の設備拡充等が公費に依存するばかりでなく、民間の寄附に期待している事実があること、欧米における公益事業等に対する寄附の慣行も各国の税制上の措置に裏付けられている点が多いこと、個人の寄附について控除制度を設けることに伴う難点も控除の方法等に工夫を施すことによって解決できること等を考慮し、1962年の税制改正で公益事業に対する寄附の奨励措置として個人寄附についても、一定の控除制度が設けられることとされた²³。」としている。いわば、「政策的な観点から寄附金控除は認められているのであって、社会的に望ましい寄附を増やそうという政策を実現するため、寄附金控除という税制上の優遇措置を提供しているといわれている²⁴」のである。

また、寄附金の控除方式として税額控除ではなく、所得控除が採用された点においても寄附金控除は寄附者に対する誘因（インセンティブ）を与える目的で設けられているといえる。ここに税額控除方式とは、算出税額から一定額を控除するものであり、所得控除方式とは、課税標準となる所得金額から一定額を控除するものである。

前者の方式では、所得の多少とは無関係に、一律に一定額を控除するため、所得の少ない者ほど税負担軽減幅が大きくなる。これに対して、後者の方式では、所得の多い者ほど税負担軽減幅が大きくなる。

つまり、「所得控除方式の採用は、高額所得者へ誘因（インセンティブ）を与え寄附を奨励する

ことにある。高額所得者への税負担の軽減を条件に、寄附の形で公益活動等にできるだけ参加してもらおうというところに、所得控除制度採用の根拠がある²⁵⁾と考えられている。

また、寄附金控除は寄附をした人に対する報酬と捉える見方として、増井(2005)は「報酬は、すでになされた寄附行為に対する恩典であり、誘因は、これからなされるであろう寄附行為を促進するための恩典である。いずれも税制を通じた恩典として寄附金控除を捉えており、視点が異なるに過ぎない²⁶⁾。」と論じている。

このように寄附金控除を是認する根拠については、寄附への誘因や報酬として捉えられている。しかしながら、未だに学説の見解は統一されていない。

これまでに見るように、寄附金控除に関する課題として、わが国では寄附税制は必ずしも慈善目的での寄附に限定したかたちで制度化されてこなかったという背景から、その意義、根拠について未だに学説の見解が統一されていない状況が挙げられる。さらに、寄附金控除の取扱いについて、個人よりも法人を優遇する形になっていることから、この公平性の担保の意義について本質的議論が望まれる。したがって次章において、寄附金控除に関する法人と個人の公平性について論じる。

5 法人税法と所得税法における公平性の課題

上述してきたように、寄附金控除制度が創設されて以来、今日まで改正が繰り返し行われてきたが、法人と個人の公平性の課題は残されたままである。

法人税法第37条第3項第1号においては、国又は地方公共団体に対して支出した寄附金について、同条2項に規定する損金算入限度額の枠外とし、その全額の損金算入ができることとされている。これに対して、所得税法の規定においては、国又は地方公共団体に対する寄附金は「特定寄附金」とされ、全額が控除されるのではなく限度額が設けられており、法人に比べ個人が寄附を行った場合は、税制上の特典を受けられる機会が極めて限られている。

新しい公共政策においては、支え合いと活気ある社会づくり、その基盤を支えるために寄附税制の整備を行い、草の根の寄附促進を図ることが提言されている。しかしながら、現状の寄附金控除制度は、個人の寄附金の必要経費性について消極的に解しており、決して個人の寄附を促進するものとはなっていない。

所得税法上の寄附金控除の限度額設定について、法人税法と比較して公平の取扱いが担保されていないということが争点となった判決を検証する。

東京地裁1991年2月26日判決(行裁例集42巻2号278頁)では「租税は、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得再分配、資源の適正配分、景気の調節等の諸機能をも有しており、租税法規の立法においては、財政、経済、社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、極めて専門技術的な判断をも必要とすることが明らかである。したがって、具体的な租税法規の立法については、これを、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかになく、裁判

所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである。そうすると、国又は地方公共団体に対する寄附について、寄附の主体が個人である場合と法人である場合とで税法上異なった取り扱いをすることを定めた所得税法 78 条と法人税法 37 条との関係についても、そのような異なった取扱いをする立法に正当な理由がある場合には、その区別の態様が右の立法理由との関連で著しく不合理なものであることが明らかであるといった特段の事情が認められる場合でない限り、その合理性を否定することはできず、これを憲法 14 条などの規定に違反するものということとはできないものというべきである。」と述べている。

つまり、立法裁量の観点から憲法上の問題はないとの判断が示されたのである。しかしながら、この判例においては、公平というものをどのように捉えるべきであるのかという点については議論がなされていない。

この点について松澤（1980）は「個人の特定期団に対する寄附金が所得税法上は必要経費に算入できない傾向にあるのに対して、法人が特定団体に対する寄附金として損金経理すれば、法人税法上損金として認めるというのではいたって不合理である²⁷。」と指摘している。さらに、彼は「従来、事業を行う個人と法人との区別の基本的差異については、消費生活を予定するか、或いは営利のみを目的とする合理的経済人であるかに求めてそれを本質的視角としていたものであるが、寄附金については、この区別は妥当しないといわねばならない²⁸。」と述べている。

これに対して、酒井（2011）は「租税法の通説では、法人をある種の実体あるものと見ないで、個人個人の集合体、株主の集合体としてみている。ある個人所得税の個人の納税者と、法人を所有している株主個人の平等の問題を公平概念で議論するのであればともかく、法人をあたかも人間のごとく捉えてその法人の取扱いとある個人の税制上の取扱いの平等を考える必要はない²⁹。」と述べており、所得税法上の寄附金控除と法人税法の損金性の公平性を議論することの無意味性を論じている。

酒井の論述は、法人の本質を法人擬制説においた主張であると考えている。法人擬制説を採れば個人と法人との問題ではなく、個人と法人の所有者である株主との問題として捉えるべきであるから、個人と法人との間の問題として捉えることに疑問を呈しているのである。しかしながら、筆者は法人と個人という区別ではなく、寄附行為という同じ視点から論じるべきであるとの考えから、前述の松澤の主張を支持する。

これまでの個人の寄附金の考え方については、神戸地裁（1960年6月6日判決）においては「一般に寄附金のごときは寄附の理由、相手方、金額および寄附者の営業状態等諸般の事情から社会通念上その営業の維持遂行のために必要やむを得ないものと認められるものでない限り、営業上の必要経費とはいえない」と厳しく解釈されている。

このように個人に対して非常に消極的な取扱いをするのであれば、法人においても事業に直接関連しない寄附金は利益の処分とし、個人との差異を設ける必要はないと考える。

課税の公平・公正について、ヴィクセル（1896）は「すべての人が利益を得ており、したがって、この最も基本的な関係のなかで、だまされて損をしていると思う者が誰もいない状態こそ公正とみ

なされるべきであり、議決の満場一致と完全な自由意思性とは、租税配分の不公正に対抗する、唯一の確実にして明白な保証である。これらが近似的にでも充足されぬ限り、課税の公正についての全議論は空しいものとなるであろう³⁰。」と述べている。

誰もが公平であると認める寄附金控除の取扱いについてどのように捉えるべきか、また寄附金控除は国民が社会を支え合う制度として存在するものであり、公益上望ましい寄附金の奨励を目的としているのであれば、公益的役割を担っている個人の寄附金の在り方についての議論がなされるべきであると考ええる。次章において、冒頭で述べた NPO 法人に対する寄附金控除制度に特化して論じる。

6 NPO 法人に対する寄附金控除制度導入の背景

前述したように、寄附に対する誘因（インセンティブ）を高め、寄附金額を増加させるという政策目的で所得税法において所得控除方式が導入された。しかしながら、「総務省家計調査年報³¹」によると、個人の寄附総額はこの 20 年間概ね年間 1,500 億円程度で推移している。

また、日本ファンドレイジング協会編『寄附白書 2010』によれば、個人と企業を合わせた寄附金は 6,500 億円から 1 兆円程度の規模と、名目 GDP 比でみると 0.1～0.2% であり、アメリカの 1.87% と比較すると非常に低い水準にあるといえる。

このような背景から草の根の寄附を促進するため、認定 NPO 法人に対する寄附については、税額控除を新たに導入し、所得控除との選択制とすることとなった。この税額控除の導入については、評価する見方もあるが、寄附に税額控除は馴染まない、優遇措置を悪用した税逃れが増えるなどの慎重論もある。

税額控除を評価する論者として、増井（2005）は「伝統的には、庶民レベルでの非金銭的な相互扶助の精神が日本型チャリティであったと推測される。そうなると、貧者の一灯こそ大切に、育むべきインセンティブを与えるべきとして、税額控除の形をとる方が、筋が通っている³²。」と主張する。

山内（2002）は「所得控除を変更して、一定限度まで、寄附額の一定割合の税額控除を認めるべきである。所得控除の場合、同じ額の寄附をしても、限界税率の低い低所得者ほど、税負担の軽減効果が小さくなり、また、限界税率の引下げが行われると、意図しなくても税のインセンティブ効果が弱まるといった問題点があるため、税額控除の方が望ましい³³。」と論じている。

また、本間（2002）は「累進税率の下では、所得控除の方が、高額所得者にとって控除額が有利となる。税額控除は寄附者の所得水準に対して中立であるため、所得控除から税額控除への転換を検討する必要がある³⁴。」と述べている。

一方、税額控除に反対する論者として、金子（1996）がいる。彼は「所得控除は担税力の減殺を全ての所得層で公平に取り扱うものであり、逆進的效果は大きな所得に大きな税負担を求める裏返しに過ぎず、逆進性により累進度が損なわれるのであれば高額所得に対する税率を調整すべきであ

り、垂直的公平ないし累進性は税率の問題である³⁵。」と指摘している。

また、酒井（2010）は、寄附金控除が寄附の奨励措置という政策税制であるという見方に立てば、公平概念や逆進性という観点から批判する必要はなく、むしろ、かかる措置がいかに機能するかという点にこそ関心を寄せるべきではないかと指摘しており³⁶、「NPO 法人に寄附を行えば、税の軽減を図ることができるという寄附金控除の制度は、税の用途を直接個人の意思に委ねるに等しいのではないかという躊躇があることから、直接的控除としての性格が強くなる税額控除方式への移行は慎重に考えるべきである³⁷。」と主張している。

野口（2007）は「寄附とは自己犠牲を伴う利他的行為であるから、寄附者の自己負担がゼロになってしまう税額控除制度は寄附に馴染まないだけでなく、寄附の評価が希釈されかねない³⁸。」と指摘しており、酒井と同じく税額控除制度に対して異議を唱えている。

上述してきたように、税額控除に対しては賛否両論あるが、筆者は、酒井の意見に賛同する。すなわち、寄附金控除の性質とは、金子（2011）が述べるように「寄附金控除は公益の増進に寄与するための寄附金の奨励措置を目的とした³⁹」、「一種の特別措置として捉えられている⁴⁰」からである。

また、水野（2006）が「寄附金控除は誘導的な措置、特に公益活動を促進するために奨励するという意味合いが強くなってきている⁴¹。」と述べているように、所得控除としての寄附金控除は、高額所得者の寄附を奨励する上で有効であると考えられている。

なぜ、近年殊更に所得控除が高額所得者に有利である等の批判が展開されているのであろうか。政府がこのような論調を展開させる理由は、税収の確保にあるものと考えられる。つまり、政府としては、寄附金の増加という本来の目的よりもむしろ、寄附金控除による政府の税収減（寄附額×所得税率分）を抑えるという目的のために、所得控除から税額控除へというスローガンを打ち出したのではないかと考える。

そもそも寄附金控除とは、何を目的とした制度であったのかという議論が十分に行われず導入された、その都度の政府の政策的な判断による制度では、最適解を見出すことは出来ない。税制の役割について、ジョン・A・ケイ（1989）は「その場限りの措置の堆積した税制は体系として整合性を失ってしまう⁴²。」と述べている。この言葉を体現しているかのように、所得税における寄附金の控除の利用状況は表2のとおりである。

表2. 寄附金控除の利用状況

年	控除適用者数	控除適用者割合 (%)
2009	201,040	2.80
2010	225,527	3.21
2011	426,927	7.03
2012	178,850	2.94
2013	183,675	2.95
2014	258,619	4.22
2015	410,534	6.49
2016	573,064	8.99
2017	666,713	10.40
2018	790,749	12.37
2019	796,306	12.63
2020	986,224	15.00
2021	1,187,640	18.08

【出所】国税庁税務統計「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より筆者作成

補足を加えると、寄附白書 2010 では「所得階層別にみると、寄附金について申告を行った人の割合はいずれの階層も少ないが、世帯所得が 1,000 万円以上の階層では 9.6% と高くなっている。」と指摘しており、高額所得者ほど、寄附金控除を利用している。さらに、寄附白書 2012 では「2011 年 6 月の税制改正における寄附金控除に関する改正に対する認知度について、知っており、内容も理解しているとする人が 10.0%、知らないとする人は 57.8%⁴³」と報告されている。

上記の数字を鑑みると、わが国における寄附金控除制度は寄附を推し進める制度と認知されていないといえよう。これらの現状を踏まえると、政府は個人からの大口の寄附を一層促進することをはじめ、民間の寄附の輪を一層広めるという明確な方向性を示すべきである。さらには、確定申告による控除適用の是非の検討や、NPO 法人が多額の寄附を受けているアメリカで導入済みの控除制限超過額の繰越など、制度の簡素化や利用のしやすさを念頭に置いた制度改革が必要であると考えられる。次章において、わが国の制度改革の参考になると考えられるアメリカの寄附金控除制度の概要について考察を行う。

7 アメリカにおける寄附金控除制度の概要

アメリカでは、寄附金は慈善寄附金に限定され、法人の慈善寄附金に対する控除は個人よりもはるかに制限されており、寄附金控除の趣旨については、1938 年歳入法の立法資料において明確に述べられている。

・法人の寄附金控除

① 「法人の支出した寄附金は原則として損金控除はできない。ただし、納税者の事業に直接関

連する場合、正当な反対給付が期待される場合等には、単なる寄附金ではなく、必要経費として控除することが認められる⁴⁴。」

- ② 慈善寄附金については、①にかかわらず、課税所得から控除することが認められている。「慈善寄附金とは、内国歳入法第170条(c)において、法で指定した団体に対する寄附金又は贈与でその団体のために使われるものをいうと定義されている⁴⁵。」具体的には以下のような組織又は団体が寄附金控除対象団体とされる。(内国歳入法501条(c)(3)、(7)等)

「A. 合衆国、合衆国の州、属領若しくはそれらの行政区画(市町村等)又はコロンビア特別区に対する寄附金又は贈与物がもっぱら公共目的のためにのみ使用されるもの。

B. 合州国内法人、信託財団、共同基金財団、基金又はその他の財団のうち次の要件の全てに該当するものに対する寄附金で、その使用に供するためのもの。

イ 合州国等内において、又は合州国等の法律に基づいて設立又は組織されたものであること。

ロ 専ら宗教、慈善、科学、文芸、教育又は幼児、動物虐待から保護する目的で組織され運営される、共同募金、団体、信託、基金又は財団であること。

ハ その純益が私的株主又は個人の利益に供されないこと。

ニ その活動の本質的部分が立法に影響を与えるような宣伝又はその他の行為に供されないこと。

C. 退役兵団体やその地方支部、これらの団体の補助機関又はこれらの団体のための信託又は財団のうちBのイ及びハの要件を満たすものに対する寄附金で、その使用に供するためのものであること⁴⁶。」

これらの慈善寄附金について、パブリック・チャリティと事業型民間財団は「課税所得⁴⁷」の10%を限度として控除することができる。

しかしながら、非事業型民間財団に対する寄附においては、寄附金控除が認められていない。

・個人の寄附金控除

- ① 個人が支出する寄附金についても、「原則として控除することは認められない。ただし、納税者の事業に直接関連する場合、正当な反対給付が期待される場合等は、寄附金ではなく必要経費として控除することができる⁴⁸。」

- ② 慈善寄附金については、経費の「項目別控除⁴⁹」を選択した場合に限り、①にかかわらず、控除が認められている。

「パブリック・チャリティと事業型民間財団に対する寄附については、現金の寄附は、寄附者の「調整総所得⁵⁰」の50%を限度として控除することができる。また、評価性資産の寄附については、寄附者の調整総所得の30%を限度として所得控除が認められる⁵¹。」

一方、「非事業型民間財団に対する寄附については、現金の寄附は調整総所得の30%までしか所得控除が認められない。評価性資産の寄附に関しては、寄附者の調整総所得の20%を限度として

所得控除が認められる⁵²。」

なお、個人の場合も、法人の場合も限度超過額については5年間繰り越すことが認められている。(内国歳入法第170条(d))

このように「寄附を行った個人は、原則として調整粗所得の50%を上限に、寄附額の所得控除が認められている⁵³」のである。この「所得税の寄附控除は、創設以来、所得控除の方式によっている。この方式では寄附控除は項目別控除であるため、概算控除を利用した方が有利な低所得者層が寄附を行っても利益を得られない仕組み⁵⁴」となっている。このため、低所得者層の多くは、実質的に寄附税制を受けられない。つまり、多くの低所得者層にとって寄附による税制上のメリットはないのである。

表3. アメリカの寄附金税制 (NPO 法人制度)

認定機関	認定要件	税制度 (寄附金税制)	税制度 (団体課税)
	限定列举	所得控除	免税制
内国歳入庁	慈善、科学、教育、宗教、文学等	個人：課税所得の50%まで(現金)	・本来の事業、関連収益事業所得は免税
	内国歳入法501(c)(3) 501(c)(4)に準ずる	個人：課税所得の30%まで(評価性資産) 法人：課税所得の10%	・非関連収益事業は課税(通常の法人税率) ・受取所得は免税

【出所】平成22年第2回市民公益税制PT資料5、平成23年度税制調査会資料(所得税関係)、経済企画庁国民生活局編『海外におけるNPOの法人制度・租税制度と運用実態調査』等に基づき筆者作成

上述のような仕組みであるにもかかわらず、アメリカにおける個人の寄附は非常に多く、寄附全体の4分の3を占めており⁵⁵、実に「国家予算の約1割にも達する⁵⁶。」つまり、一般大衆には寄附金控除の恩恵が及ばないにも拘わらず、寄附は行われているという事実は、寄附税制の優遇措置と寄附金額の多さは比例しておらず、アメリカにおいては必ずしも寄附税制が寄附行動に影響を及ぼすものではないということを示唆している。

8 おわりに

わが国の自治体の多くは、多様化・高度化する市民ニーズに対する適切な対応、効率的・効果的な社会資本の整備等の推進、民間における新たな事業機会の創出や投資の喚起を実現するため、行政サービスを最大限活用した民間活力の導入に取り組んでいる。

これらの取り組みを推進させるために市民が果たす役割は大きい、目的をもって活動するNPO法人の役割も大きい。NPO法人は、行政よりもよりの確に利用者ニーズを把握し、迅速に対応することができるという組織特性を有している。

このように、今日の経済社会において大きな存在意義を有しながらも、NPO法人数は減少の一途である。同様の傾向がアメリカでも見られるかというところではなく、わが国においてこのよう

な現象が生じているのは、NPO 法人の不安定な収入構造にあると考えられる。NPO 法人の主な収入源は、個人や企業からの寄附金である。

現状において NPO 法人の個人寄附総額は増加傾向にあるとは言い難い。そこで、本稿では個人寄附総額の伸び悩みの解消に向けて、個人と企業における寄付金控除制度の比較検討を行った。法人税法上での寄附行為における損金概念や所得税法上における寄附金控除の根拠に関する学説や判例の整理を通して、法人税法と所得税法の間で寄附金控除制度に関する公平性の問題が生じていることが判明した。

また、NPO 法人に特化した寄附金控除制度を考察した結果、政府は寄附に対する誘因（インセンティブ）を高め、寄附金額を増加させるという政策目的で所得税法において所得控除方式を導入したが、その後、税額控除を新たに導入し、所得控除との選択制としている。しかしながら、寄附金控除とは、何を目的とした制度であったのかという議論が十分に行われず導入された、その都度の政府の政策的な判断による税制では、体系として整合性を失ってしまうと言えるだろう。

アメリカの寄附金税制に関しても考察を行った結果、アメリカでは寄附行為は税制よりもむしろ慈善寄附、正しいことを行っているという倫理的義務感が誘因として働いていると推察することができた。寄附行為が当然だと考える寄附文化がアメリカのように醸成されていないわが国においては、寄附金の本質的な議論を土台とした寄附金税制の抜本的改革なくしては寄附の促進は図れないであろう。

政府は個人からの大口の寄附を一層促進することをはじめ、民間の寄附の輪を一層広めるという明確な方向性を示すべきである。さらには、確定申告による控除適用の是非の検討や、NPO 法人が多額の寄附を受けているアメリカで導入済みの控除制限超過額の繰越など、制度の簡素化や利用のしやすさを念頭に置いた制度改革が必要であると考ええる。

脚注)

¹ 岡本榮一・石田易司・牧口明編著『日本ボランティア・NPO・市民活動年表』明石書店、2014、10 頁

² 山内直人『NPO の時代』大阪大学出版会、2002、41 頁

³ 税額控除額 = (寄附金額 - 2,000 円) × 40%

所得税に加え、個人住民税において、都道府県が指定した寄附金は 4%、市区町村が指定した寄附金は 6%、双方が指定した場合は 10%控除される。

住民税 10%と合わせ 50%の税額控除が可能。対象となる寄附金額の上限は、総所得金額の 40%であり、控除税額の上限は所得税額の 25%である。(平成 23 年度税制調査会資料(所得税関係) 参照)

⁴ 寄附金額と所得金額の 40%相当額のいずれか低い方の金額から 2,000 円を引いた額を税率を乗

- じる前の所得から控除できる。(山内ススム『法人税法要説』税務経理協会、2003 参照)
- 5 渡辺淑夫『寄附金課税の知識』財経詳報社、1998、8 頁
- 6 渡辺淑夫『法人税法』中央経済社、2009、535 頁
- 7 同上書
- 8 藤谷武史「個人による公益活動支援と税制—寄附金控除の制度的位置づけを中心に」『非営利法人と税制』租税法研究第 35 号、有斐閣、2007、29 頁
- 9 同上論文
- 10 公益法人・公益信託税制研究会編『フィランソロピー税制の基本的課題』(財)公益法人協会、1990、19 頁
- 11 成道秀雄「寄付金とその沿革」『日税研論集』17 号、1991、146 頁
- 12 藤谷 前掲論文
- 13 伊藤公哉『アメリカ連邦税法』中央経済社、2009、285 頁
- 14 木下和夫・金子宏『所得税の理論と課題』税務経理協会、2001、97 頁
- 15 武田昌輔『新版税務会計論』森山書店、1974、132 頁
- 16 長谷川忠一『四訂近代税務会計論』ダイヤモンド社、1973、99 頁
- 17 金子宏『租税法第 14 版』弘文堂、2009、305 頁
- 18 末永英男『法人税法会計論』中央経済社、2004、70 頁
- 19 北野弘久『現代企業税法論』岩波書店、1994、35 頁
- 20 渡辺 前掲書、1998
- 21 同上書
- 22 森田政夫『交際費・寄付金の税務と会計』清文社、2010、418 頁
- 23 武田昌輔『DHC コメンタール』第一法規出版、1979、2571 頁
- 24 小池和彰「寄附金控除を支える二つの論拠」『税務通信』税務経理協会、2013、20 頁
- 25 公益法人・公益信託税制研究会編著『フィランソロピー税制の基本的課題』財団法人公益法人協会、1991、19 頁
- 26 増井良啓「所得税法から見た日本の官と民—寄附金控除の素材として」『融ける境超える法③ 市場と組織』東京大学出版会、2005、44 頁
- 27 松澤智『租税実体法』中央経済社、1980、269 頁
- 28 松澤 前掲書
- 29 酒井克彦「寄付金控除制度の役割」『税大ジャーナル』税務大学校、2011
- 30 池田浩太郎・杉ノ原保夫・池田浩史訳『財政理論研究』千倉書房、1995、181 頁
- 31 総務省「家計調査」「住民基本台帳に基づく全国人口世帯数」
- 32 増井 同上書
- 33 山内 前掲書

- ³⁴ 本間正明『公益法人の活動と税制』清文社、2002
- ³⁵ 金子宏「ボークス・ビトカーの課税単位論」『課税単位及び譲渡所得の研究』有斐閣、1996、79頁
- ³⁶ 酒井克彦「寄附金控除の今日的意義と役割—公益の増進に寄与するための寄附金の奨励措置(中)」『税務弘報』58巻3号、2010、157頁
- ³⁷ 同上論文
- ³⁸ 野口悠紀雄「(超整理日記386)「ふるさと納税」が招くモラルの低下」『週刊ダイヤモンド』4201号、2007、150 - 151頁
- ³⁹ 金子宏『租税法第16版』弘文堂、2011、187頁
- ⁴⁰ 同上書、182頁
- ⁴¹ 水野忠恒「寄附金税制をめぐる問題」『租税研究』、2006、90頁
- ⁴² 同上論文
- ⁴³ 日本ファンディング協会編『寄附白書2012』経団連出版、2012、75頁
- ⁴⁴ 渡辺 前掲書、1998
- ⁴⁵ 伊藤公哉『アメリカ連邦税法』中央経済社、2009、277頁
- ⁴⁶ 石村耕司『アメリカ連邦税財政法の構造』法律文化社、1995、278頁
- ⁴⁷ 総収入から損金として控除項目と支出関連項目が控除され、課税所得が算定される。控除項目としては、企業が支出する慈善寄附金の控除が認められている。
- ⁴⁸ 渡辺 前掲書、1998
- ⁴⁹ 項目控除は、医療費、諸税、支払利息、慈善寄附金、災害及び盗難損失、雑控除項目から構成される。
- ⁵⁰ 所得から総所得除外項目が差し引かれる。これらの項目が除外された総所得から控除され算出されるのが、調整総所得である。この調整総所得が寄附金控除の上限額の基準となる。
- ⁵¹ 岩田陽子「アメリカのNPO税制」『レファレンス』国立国会図書館調査及び立法考査局、2004、31頁
- ⁵² 同上論文
- ⁵³ 藤谷武史「アメリカにおける寄附文化と税制」『税研』No157、2011、53頁
- ⁵⁴ 同上論文
- ⁵⁵ 同上論文
- ⁵⁶ 岩田 前掲書

Abstract

Many local governments in our country are working to introduce private-sector vitality by making the most of administrative services, in order to appropriately respond to the increasingly diverse and sophisticated needs

of citizens, promote the development of social infrastructure efficiently and effectively, and create new business opportunities and stimulate investment in the private sector. The role of NPOs that operate with a clear purpose to advance these initiatives is significant.

In this way, although they hold significant importance in today's economic society, the number of NPOs continues to decline. This trend is not necessarily observed in the United States; the reason such a phenomenon occurs in our country is believed to lie in the unstable revenue structure of NPOs. The main source of income for NPOs is donations from individuals and businesses.

At present, it is difficult to say that the total amount of individual donations to NPOs is on an upward trend. Therefore, this paper examines the comparative aspects of donation deduction systems for individuals and corporations in order to address the stagnation in the growth of total individual donations. Through an analysis of doctrines and case law regarding the concept of deductible expenses for donations under the Corporate Tax Act and the basis for donation deductions under the Income Tax Act, it became evident that issues of fairness in donation deduction systems arise between the Corporate Tax Act and the Income Tax Act. As a result of examining the donation tax system in the United States, it can be inferred that in the U.S., the act of giving is motivated more by philanthropic spirit and an ethical sense of doing what is right than by the tax system itself. In our country, where a culture of donation—where giving is regarded as a matter of course—has not been cultivated as it has in the United States, it is unlikely that donation promotion can be achieved without a fundamental reform of the donation tax system based on a discussion of the essential nature of donations. This paper attempts to explore the ideal form of the donation tax system in our country with the aim of pursuing a fundamental reform of the donation tax system.

報 告

近隣地域への来訪意欲を誘起するための コンテンツ追体験スポットのレコメンドシステムの設計

石原 由貴*・美藤 輝樹**・渡邊 加奈***

Micro-Content Tourism:
Designing a Recommendation System for Narrative Re-experience in Nearby Places

Yuki ISHIHARA, Teruki BITO & Kana WATANABE

要 旨

近隣地域への外出を促し、新たなスポットを発見・訪問することは、ストレスマネジメントや地元の魅力再発見に繋がる。特定のスポットに対して外出意欲を高める観光行動として、コンテンツの物語性を観光資源として活用するコンテンツツーリズムが挙げられる。但し、ユーザが魅力に感じるコンテンツに関連するスポットが近隣に存在する可能性は非常に低く、任意の地域への適用が非常に困難である。そこで本研究ではコンテンツツーリズムという観光行動が誘起される心理的要因を検討し、“聖地”として客観的真正性を感じられるスポットではなくとも、コンテンツの「物語性」を楽しむことができる近隣スポットへの観光行動“マイクロ・コンテンツツーリズム”を提案する。この行動を促すため、コンテンツ内の要素の一部を追体験できるスポットをレコメンドする WEB アプリケーションを制作し、今後必要となる要素について、再検討を行った。

キーワード：コンテンツツーリズム、Web アプリケーション、聖地巡礼

1. はじめに

人は新しい場所への移動を行うことによって、ポジティブな感情状態が促進されることが示されている^[1]。これは外出により得られる多様な体験が、ポジティブな感情を生み出すためであると考えられている。より新しい体験に出会うためには、余暇に旅行に出かけることなどが考えられる

* 徳島大学 社会産業理工学研究部

** 株式会社 GOCCO.

***徳島大学 総合科学部

が、遠方への移動は時間・金銭面での実施コストが高く、継続的な実施は困難である。よって近隣の“訪れてみたい場所”を示し、外出を促す仕組みができれば継続的な実施も行いやすくなり、ストレスマネジメントの観点から有用であると考えられる。また使用者が知らない近隣のスポットを提示し、来訪意欲を誘起することは、地域の魅力を知り、地域への愛着を高めることにも繋がる。

しかし、散歩のように時間・金銭的コストの低い外出であったとしても、実際に外出に至るまでには実施コストを超える強い動機づけが必要となる。旅行のように時間・金銭的コストの高い移動であったとしても来訪意欲を誘起する事例として「コンテンツツーリズム」と呼ばれる観光行動がある。コンテンツツーリズム学会の設立趣意¹⁾では、コンテンツツーリズムとは“地域に「コンテンツを通じて醸成された地域固有のイメージ」としての「物語性」「テーマ性」を付加し、その物語性を観光資源として活用すること”と定義付けがなされている。コンテンツツーリズムのような施策に促され、アニメ・映画等のコンテンツの要素が感じられる“聖地”へと出向くことは“聖地巡礼”と呼称され、旅行先を決める大きな要因となっている。このコンテンツツーリズムという観光行動を近隣スポットに対して適用することができれば、近隣に“訪れてみたい場所”を作り出すことが期待できる。

一方で、コンテンツツーリズムの来訪意欲の誘起において重要であるのは、観光行動を行う人がどの程度そのコンテンツに認知・愛着を持っているかどうかである。コンテンツ自体がいかにも有名な作品であったとしても、来訪者がそのコンテンツを認知していない場合、来訪意欲の形成は困難である。また、来訪者が好むコンテンツのロケ地等の“聖地”が都合よく居住地近辺に存在することは稀である。そのため“聖地”を近隣スポットで見つけ出すことは難しい。

そこで本研究ではこのコンテンツツーリズムという観光行動が誘起される心理的要因を先行研究から調査し、近隣スポットに適用することで、一般的に認知された“聖地”ではないものの、コンテンツの「物語性」を楽しむことができる近隣スポットへの観光行動“マイクロ・コンテンツツーリズム”を提案する。その実現に向け、デモとして制作したWEBアプリケーションを用いて、どのような要素が必要となるか検討を行った。

2. コンテンツツーリズムが誘起される心理的要因の検討

コンテンツツーリズムの動機要因について調査した研究においては、対象となるコンテンツに登場する俳優やキャラクター^[2]との関わりが重要であることが示されている。映画やドラマの事例ではロケ地の訪問客が、俳優が行ったポーズを再現して写真に収めるといった行動をとり、身体的に物語を追体験する様子が報告されている^[3]。医療ドラマのファンが実際に医師を目指すといった事例に代表されるように、架空のキャラクターはコンテンツのファンに深い影響を与える。物語を体験する際の心理学研究においては、ファンと架空のキャラクターとはパラソーシャルな関係(ファンから一方的に親近感/愛着がメディアを超越して持続する状態)、もしくはキャラクターとの同一化(ファンがキャラクターの視点や目標、心理状態を模倣する状態)が起こるとされる^[4, 5]。

そのため、コンテンツツーリズムにおける来訪意欲は、ファンがこれらの心理状態を起点として、直接の関わりが無いはずの特定地域／場所についての印象に影響を及ぼす事例であると言える。そこで、特定の人物への評価がその周囲の事物への評価に影響を及ぼす「セレブリティ伝染」の事例をまず取り上げ、コンテンツツーリズムを特定地域に作り出すための手法について検討する。

2. 1. セレブリティ伝染と真正性

セレブリティ伝染とは、著名人が触れたという所以を持つ品物の評価が、著名人との接触がない同等の品物よりも高くなる現象を指す^[6]。この現象では単に有名な著名人であれば品物の価値が高まる訳ではなく、その人物への高い好感度が必要である。例えばジョン・F・ケネディのように一般的に好感度が高い人物が使用したとされる品物は、競売価格が高く予想されるが、好感度が低い人物が使用したとされる品物の競売価格予想は低くなる^[7]。物語体験における登場人物と読み手のパラソーシャルな関係性の構築は、登場人物への好感度を高く維持することから、コンテンツツーリズムにおいても、好感度の高いキャラクターや俳優に対する愛着が、関連する場所・地域に伝染することで、そのスポットの価値が上がり、来訪意欲が誘起されると考える。

セレブリティ伝染においてはその真正性（authenticity）が消費者の評価に大きく影響を与えるとされる。ピカソが本当に描いたとされる絵画や月の石は価値が高く評価される一方、いかに酷似した品物であったとしても、ピカソが描いたものでないものや庭の石である場合には、価値は低く評価される^[8]。コンテンツツーリズムの目的地としてロケ地や物語のモデルとなった場所が取り上げられるのは、コンテンツとの関連が真正なものであるために、そのスポットの価値が高まるためであると考えられる。ただし、真正性は単一概念ではなく、多様な概念を内包し、レストランや食品を対象とした研究では、伝統的スタイルへの忠実さや独自性・個性等も真正性の一つであり、消費者の評価や行動選択に影響を与えることが示されている^[9]。

観光学においても真正性の概念については議論がなされている。例えば Wang は真正性を客観的真正性（Objective Authenticity）、構成的真正性（Constructed Authenticity）、実存的真正性（Existential Authenticity）の3つに分類した^[10]。客観的真正性は歴史的事実や起源、実在にその根拠を持つ真正性であり、事実に基づいた基準により評価される真正性である。コンテンツツーリズムの文脈においては、コンテンツである映画のロケ地やアニメの背景美術のモデルとなった地への来訪が該当すると考えられ、コンテンツツーリズムにおける“聖地”として最も強く信頼されるための要素である。具体例としては、アニメの舞台となった場所への旅行^[11]、日本における韓国ドラマのファンが韓国への旅行に行く^[3]等の事例が見られる。

構成的真正性は受け入れる側の解釈やメディアによって社会的に創出される真正性である。コンテンツツーリズムの文脈においては、コンテンツに関するイベントの実施や、映画やアニメのイメージに合うように整備されたスポットが該当する。「コラボカフェ」等、実際のモデルではないスポットであっても、ファンが期待する物語の文脈に沿って演出されることで、ユーザはスポットに対し

構成的真正性を感じることができる。

実存的真正性は個人の内面的な感情や特別な体験によって引き起こされ、自己との真の繋がりや自己の存在を感じる状態であるとされる。この真正性は、客観的・構成的真正性の認知を通じて喚起されることが多く、観光体験の満足度を最も強く決定づけるとされている。コンテンツツーリズムの文脈においては、ファンがその地を訪れることにより喚起される、コンテンツ内の物語の追体験のような内面的な感動、他のファンとの交流を通じて得られる高揚感も、実存的真正性といえる。

コンテンツツーリズムを施策として実施する場合、対象となる地域や場所はコンテンツ提供者側が公認している客観的真正性ないし構成的真正性が満たされている必要がある。しかしビジネスとしての発信を考えないのであれば、コンテンツ提供者による客観的真正性と構成的真正性の担保は必ずしも必要ではない。例えば漫画「鬼滅の刃」におけるコンテンツツーリズムの事例においては、主人公の名前と同じ名を持つ「竈門神社」や、藤棚の様子が物語内の風景と似ている「あしかがフラワーパーク」というスポットは、コンテンツとの密接な由縁は無いものの、ファンコミュニティの間で“聖地”として認識され観光客を集めている^[11]。双方コンテンツとの客観的真正性は存在しないが、ファンコミュニティで“聖地”として認められている状態は構成的真正性を持っていると言える。しかし、まだそのスポットが“聖地”として認知がなされていない時にも、そのスポットを訪れ、物語の世界観を感じ、その満足感をコミュニティ内で発信した最初の一人が存在したはずである。よって、コンテンツツーリズム自体は、来訪者がスポットに対し、コンテンツとの実存的真正性を感じることができれば成立する。

2. 2. スポットに対する、コンテンツへの実存的真正性の付与

観光体験の満足度を高めるためには実存的真正性を来訪者に感じさせることが重要であることから、コンテンツツーリズムの文脈でそのスポットを紹介する際には、コンテンツ内の物語の追体験およびコンテンツとの結び付きを得られると感じさせ、内面的な感情と特別な体験を得られる見込みをファンに持ってもらう必要がある。来訪者に物語の追体験をしていると感じてもらうことのできる最も明快な手法として、コンテンツのシーンと類似した風景が見られるスポットへと誘導するという手法が挙げられる。岡本のアニメ聖地巡礼行動について調査した研究^[12]では、自ら聖地を発見する「開拓的アニメ聖地巡礼者」の存在が指摘されており、アニメの背景として描かれた場所の撮影アングルを探すことを目的として、Google ストリートビューやコンテンツ作者のプロフィールなどから該当する場所を推定している。この開拓的アニメ巡礼者の発信が、コミュニティ内で広まることで、“聖地”として認知がなされる。先ほども挙げた「あしかがフラワーパーク」の事例においても、「鬼滅の刃」の物語内の重要なシーンで出てきた風景と、「あしかがフラワーパーク」の藤棚との視覚的一致から、来訪者は物語のワンシーンを想起し、物語の追体験ができることを目的として、来訪していると考えられる。

また、物語を体験する際にファンが好きなキャラクターとの同一化を行う心理状態となる場合^[5]

が報告されており、その心理状態を前提した場合には、キャラクターの目線で周囲の様々なことを体験している可能性がある。よって、そのキャラクターが好む食事や、よく行っている運動、職業等の体験ができる場所は、キャラクターと自己とのつながりを深く感じることができ、特別な体験として捉えられる可能性がある。同一化の観点から検討すると、「ネームレター効果」もスポットへの来訪意欲を高める1要因となりうる。「ネームレター効果」とは、自己の名前に含まれる文字や音に無意識的に好意を抱く現象であり、自己愛に根ざす効果である^[13]。例えば名前に Cali のスペルが入っている人は、統計的な期待値以上に California に住む人が多くなるなどの事例が見られる。この現象に照らし合わせると、キャラクターとの同一化が起こっているファンにおいては、先に挙げた「竈門神社」のように、キャラクターの名前がそのスポットに入っているだけでも、そのスポットに対する好感度が上がり、来訪意欲を高めている可能性がある。

また、岡本の研究^[12]では、自ら“聖地”を開拓する開拓的アニメ聖地巡礼者に続き、インターネットで“聖地”の情報を得る追従型聖地巡礼者、ニュースから情報を得る二次的聖地巡礼者の存在も指摘している。来訪意欲を形成するためのハードルは、情報探索の作業的コストがかからない分、二次的聖地巡礼者、追従型聖地巡礼者の順に低いと考えられる。近隣地域への外出を促すためにも、情報探索の作業的コストは低いことが望ましい。

3. マイクロ・コンテンツツーリズムを推奨する WEB アプリケーションの設計

本論にて提案する、コンテンツの「物語性」を楽しむことができる近隣スポットへの観光行動“マイクロ・コンテンツツーリズム”の概念を実現するためには、ユーザの近隣で ①コンテンツ内で示された風景／世界観が類似しているスポット②キャラクターの行動が追体験できるスポット③キャラクターの名称と類似した名前を持つスポットについて、探索し、その情報をユーザの作業コストが低い手法にてレコメンドする必要がある。

3. 1. レコメンドシステム要件

本研究では近隣のスポットへの外出を促すことが主目的であることから、ユーザが指定した任意のスポットの特定範囲内に限定した、スポットのレコメンドーションを行う。そこで本研究では世界中の店舗及び施設の情報を網羅する Google Places API^[2]を用いることで、ユーザの指定した探索位置から、マイクロ・コンテンツツーリズムが実施可能なスポットを提示する。

また、ユーザの愛着の高いコンテンツに関する場所へのレコメンドで無い限り、コンテンツを通じたスポットへの評価の上昇は見込めない。よって、ユーザが好むコンテンツを任意に選択することができ、その関連スポットを検索結果として表示することができる仕組みが必須である。ユーザが好むコンテンツは人に応じて異なり、映画、漫画、著名人など、媒体も様々である。さらに、スポットとコンテンツとの関連を示す上では、コンテンツについてある程度詳細な情報が必要となる。そこで、様々なジャンルの事物についてのテキスト情報を含むデータベースである Wikipedia^[3]を

本システムでは採用する。Wikipediaの記事タイトルをコンテンツ名として捉え、記事本文の内容を元にして、スポット検索を行うためのキーワード及び提示する説明テキストを制作する。Wikipediaに掲載された全ての項目に信憑性があるかについては懸念されるものの、今回はユーザがよく知るコンテンツを選択することが予想されることから、情報の整合性についてはユーザ側で判断することが可能と考えた。また候補を複数挙げることで、ユーザ自身が整合性の取れたスポットの閲覧を選択できるような仕組みを持たせる。

加えて、近隣のスポットがコンテンツとのつながりをどのように持つのかを示すかについて、説明を行う必要がある。広告文についての調査研究によると、閲覧者が心的シミュレーションを行いやすい文面である場合に、より商品は魅力的に感じられることが報告されている^[14]。よって、取り扱うコンテンツの具体的なシーンの描写やキャラクターの行動など（舞台の情景描写や登場人物の行動・感情の記述等）を取り上げ、ユーザの心の中でコンテンツ内の出来事が再現されるようなテキストの記述を行うことが望ましい。このテキストを「選定説明テキスト」と定義し、読み手がコンテンツ世界の体験を再度頭の中で再構築できるようなテキストを目指す。

3. 2. アプリケーションの構成

提案するマイクロ・コンテンツツーリズムを実現するプロトタイプとして、本研究グループはWEBアプリケーション「ナンチャット！ご近所聖地ガイド⁴⁾」を作成した^[15]。

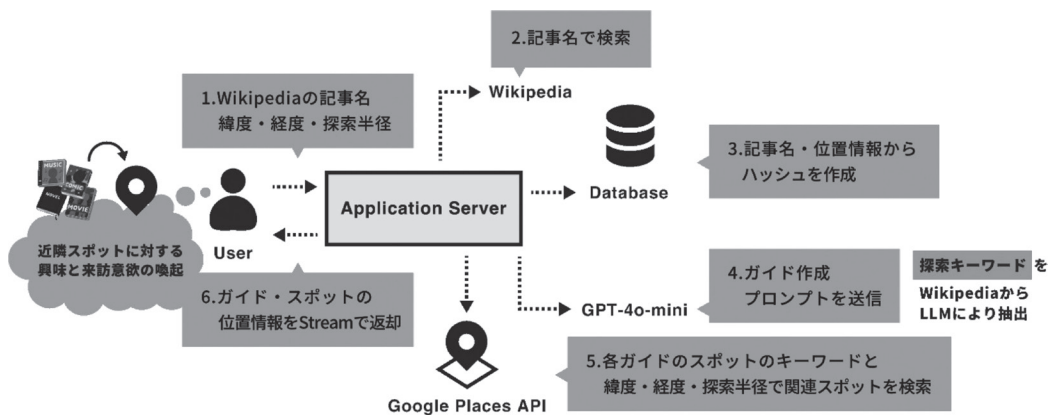


図1 システム構成

システムの構成を上記に示す（図1）。本アプリケーションではユーザが入力したコンテンツ名・探索位置情報（緯度・経度）・探索半径を元に、該当するコンテンツをWikipediaの記事名から検索する。該当のWikipedia記事本文より、コンテンツの内容を抽出し、LLM（GPT-4o-mini）によって、Google Places APIにて用いる場所の検索用のキーワードと、そのキーワードに合わせた選定説明テキストを作成した。キーワードとしては①コンテンツ内で示された風景／世界観が類似してい

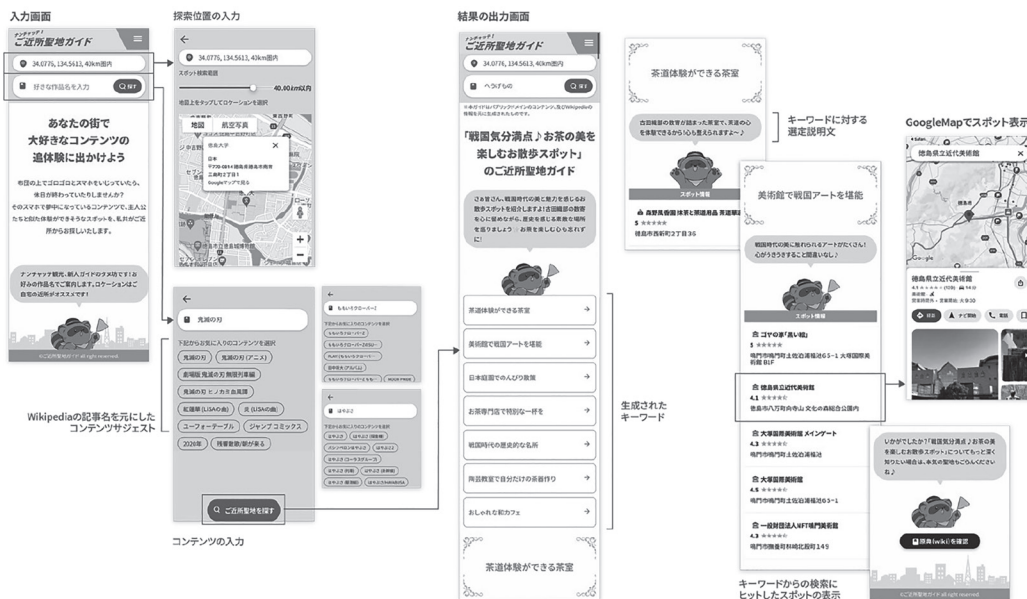


図2 提案アプリケーションの画面遷移

るスポット②キャラクターの行動が追体験できるスポットがヒットするように、プロンプトを組んでいる。ただし③キャラクターの名称と類似した名前を持つスポットに関しては、合致するスポットが周囲にある可能性が低いことから、条件から外した。本アプリケーションにおける LLM の役割は記事の要約に近い内容であり、文章作成の精度はそれほど高度である必要は無いことから GPT-4o の軽量版である GPT-4o-mini を採用した。また、LLM からの出力結果が全て生成されるまでにはある程度の時間がかかる。そのため、記事名と位置情報からハッシュを作成し、Stream で結果をユーザに返す構成を取り、出力結果の画面を先に提示し、追って LLM による出力結果を順に表示することで、検索待ちの時間を短縮化した。

キーワードは、検索をかけた地域で該当するスポットが無い場合や提示したスポットについてユーザが納得感を得られない場合等に備え、5～8個のキーワードを抽出し、それぞれのキーワードでユーザの選択した位置から一定範囲内のスポット検索を行い、リスト化して提示を行う(図2)。スポットの提示はスポット名、評価、住所の3種のみ表記し、タップすると Google Map 上の該当スポットのリンクへと遷移する構成となっている。

また、スポットを説明する役割のキャラクターを立てることで、他の誰かがそのスポットを聖地としてレコメンドしているような感覚の創出を狙った。スポットの紹介役を前提としていることから、キャラクターには音符などの記号を用いた明るい口調のバsgaidをイメージして文章が生成されるようにプロンプトを組んでいる。

この制作したアプリケーションについて、徳島大学の4名の大学生に触れてもらいながらヒアリ

ングを行った。ユーザ自身が好むコンテンツを自由に選択できるようにした点については、様々なコンテンツ名で検索をかけ、結果を見て面白い様子が見られたことから、ポジティブに機能していることが感じられた。また目的である外出意欲の変化については「何も言わずにスポットを見せられるよりは（そのスポットが）気になった」という意見が寄せられ、明確な外出意欲は湧いていない様子であるものの、その一助となる可能性が見受けられた。加えて「知らなかった場所が出てきて面白い」という意見が得られ、地元の新しいスポットを知るための新しい手段として機能する可能性が示唆された。また「ちょっと（コンテンツとスポットが）合っていない気がする場所もあるが、結果が沢山出てくるのであまり気にせず別の場所を見て楽しめる」といった意見があったことから、レコメンドの正確性に欠ける部分も見受けられるものの、ある程度のキーワード・スポット数を確保することで担保できると予期した。

一方で「スポット名や住所だけ見せられても場所のイメージが湧かない」という意見や「普段流し読みをしてしまうので、画像が入っていないと全部流して読んでしまう」といった意見が得られた。スポットの画像に関しては取得／表示が可能であるものの、コンテンツの画像に関しては権利の問題から提示することが困難である。この解決策としては、画像生成 AI を用いて新規に画像を作成する等して、コンテンツの画像を使用しない手法も考えられる。しかし、アニメの作品の舞台となる地を宣伝する際の画像の効果について示した研究においては、作品のキャラクターや名セリフを含む画像提示が視聴者のポジティブな感情の高まりや旅行衝動を強めることを示している^[16]。よってコンテンツの権利を持つコンテンツホルダーからの承認を得てコンテンツの画像を表示できることが望ましい。

4. まとめと今後の課題

本研究ではコンテンツの「物語性」を楽しむことができる近隣スポットへの観光行動“マイクロ・コンテンツツーリズム”を提案し、任意のコンテンツの追体験が可能なスポットについてレコメンドする WEB アプリケーションのプロトタイプを設計・制作・再検討を行った。ヒアリングレベルでは、コンテンツの追体験要素をテキストで説明することで、知らなかった近隣のスポットに興味を向けることが可能であることは示された。しかし、実際に来訪意欲が湧き、行動に移すかどうかは今後使用ユーザの追跡調査を行う等して、実際の効果について明らかにする必要がある。来訪意欲については、現在未実装のコンテンツの画像を表示することで向上が見込めるものの、権利上、ストレートにコンテンツの画像を掲載することはできないため、グラフィック面については他の手法を検討する必要がある。また、Wikipedia ではなく LLM の Deep Research 機能によってコンテンツの内容を深く収集することで、コンテンツの追体験をより詳細で適切な内容を挙げることができると考える。

提案アプリケーションにより推奨されるスポットは、公式なモデル地としての客観的真正性を持ったものではない。しかし、LLM が愛着のあるコンテンツとスポットとの繋がりを明示することで、

一種の構成的真正性が仮構される観光ガイドとなっている。正確性には欠けるため、公的な利用を行うには注意が必要となるが、思いがけない目線で自身の住む地域を楽しむ一助になればと思う。

注釈

- 1) “コンテンツツーリズム学会 設立趣意”、<https://contentstourism.com/about/purpose/>、(参照 2025-8-16)
- 2) “Google Maps Platform のドキュメント | Places API | Google for Developers”、<https://developers.google.com/maps/documentation/places/web-service>、(参照 2025-8-16)
- 3) “Wikipedia”、<https://ja.wikipedia.org/wiki/> メインページ、(参照 2025-8-16)
- 4) “ナンチャッテ！ご近所聖地ガイド”、<https://localpilgrimage.guide/>、(参照 2025-8-16)

参考文献

- [1] Heller,A.S., Shi,T.C., Ezie,C.E.C., Reneau,T.R., Baez,L.M., Gibbons,C.J., & Hartley,C.A. (2020). Association between real-world experiential diversity and positive affect relates to hippocampal-striatal functional connectivity. *Nature Neuroscience*, 23(7), 800-804.
- [2] Ono,A., Kawamura,S., Nishimori,Y., Oguro,Y., Shimizu,R., & Yamamoto,S. (2020). Anime pilgrimage in Japan: Focusing Social Influences as determinants. *Tourism Management*, 76 (103935), 103935.
- [3] Kim, S. (2010). Extraordinary experience: Re-enacting and photographing at screen tourism locations. *Tourism and Hospitality Planning & Development*, 7(1), 59-75.
- [4] Brown,W.J. (2015). Examining four processes of audience involvement with media personae: Transportation, parasocial interaction, identification, and worship: Examining four processes of audience involvement with media personae. *Communication Theory: CT: A Journal of the International Communication Association*, 25(3), 259-283.
- [5] Broom,T.W., Chavez,R.S., & Wagner,D.D. (2021). Becoming the King in the North: identification with fictional characters is associated with greater self-other neural overlap. *Social Cognitive and Affective Neuroscience*, 16(6), 541-551.
- [6] Newman,G.E., Diesendruck,G., & Bloom,P. (2011). Celebrity contagion and the value of objects. *The Journal of Consumer Research*, 38(2), 215-228.
- [7] Newman,G.E., & Bloom,P. (2014). Physical contact influences how much people pay at celebrity auctions. *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, 111(10), 3705-3708.
- [8] Frazier,B.N., Gelman,S.A., Wilson,A., & Hood,B. (2009). Picasso paintings,moon rocks, and hand-written Beatles lyrics: Adults’ evaluations of authentic objects. *Journal of Cognition and Culture*, 9 (1-2), 1-14.

- [9] O'Connor, K., Carroll, G.R., & Kovács, B. (2017). Disambiguating authenticity: Interpretations of value and appeal. *PLoS One*, 12(6), e0179187.
- [10] Wang, N. (1999). Rethinking authenticity in tourism experience. *Annals of Tourism Research*, 26(2), 349-370.
- [11] Shadaan, A. (2024). Impact of Japanese Anime on Tourism: Analysis of Refashioning of Tourism and Sightseeing with the Rise of Anime in Japan'. *Journal of Tourism and Sports Management (JTSM)*, 6(3), 1-10.
- [12] 岡本健 (2011) 交流の回路としての観光：アニメ聖地巡礼から考える情報社会の旅行コミュニケーション（観光と知能情報）。人工知能、26(3)、256 - 263。
- [13] Pelham, B.W., Mirenberg, M.C., & Jones, J.T. (2002). Why Susie sells seashells by the seashore: implicit egotism and major life decisions. *Journal of Personality and Social Psychology*, 82(4), 469-487.
- [14] Escalas, J.E. (2004). IMAGINE YOURSELF IN THE PRODUCT: Mental simulation, narrative transportation, and persuasion. *Journal of Advertising*, 33(2), 37-48.
- [15] 石原由貴、美藤輝樹、渡邊加奈 (2025) 近隣スポットへの来訪意欲を誘起するためのコンテンツ追体験レコメンドシステムの構築、情報処理学会 インタラクシオン 2025、2025年2月。
- [16] Wu, X., & Lai, I.K.W. (2025). How do cartoon destination pictures inspire cartoon-induced tourism? Based on the associative network model and dual-coding theory. *Journal of Destination Marketing & Management*, 36(100989), 100989.

報 告

「『美術館でつながる』を試みる」セミナー報告

田中 佳*

A Report on the Seminar : Exploring “Connecting through a Museum”

Kei TANAKA

要 旨

Tokudai Hospital Art Labo では医療・介護・福祉施設にアートを導入するプロジェクトの一環として、2025年1～2月に徳島県立近代美術館の展示の関連イベントを共催した。本稿はその報告として3月に実施したセミナーの内容をまとめたものである。筆者による趣旨説明では、近年の国内外の動向として、美術館における対話型鑑賞や作品貸出を積極的にケアと結び付けている例を示した。美術館学芸員による企画報告では、福祉団体や施設、病院と協力して実施した団体鑑賞、出張美術館、コラージュ作品制作ワークショップの具体的な内容について、参加者やイベントの流れ、成果物、反応などが紹介された。これらを受けて、医療とアートをつなぐ領域で経験を積んだ専門家が、今回の企画を他の事例や理論と関連付けながら評価した。最後に参加者を交えたディスカッションで、このような企画の継続的な実施の重要性が強調された。

キーワード：美術館、ホスピタルアート、医療、福祉、マスキングテープ

はじめに

筆者が代表を務める「Tokudai Hospital Art Labo」(以下、「THAL」と略)は¹、2018年度に徳島大学病院でホスピタルアートの整備や制作に携わって以降、県内の病院や福祉施設等にて、学生と共にマスキングテープを用いた壁面装飾やワークショップを行って、病院や施設の職員や利用者、そして地域の方々とアートを制作する活動を続けてきた²。わたしたちの目的は医療や介護や福祉の現場にアートを採り入れることで、そこに関わる方に何らかの良い効果を生むお手伝いすることにある。マスキングテープはあくまでその手段に過ぎないが、この素材が医療等の施設に非常に適した特性を有することから、使用事例は年々広がりを見せている。

*徳島大学 大学院社会産業理工学研究部／人と地域共創センター

そのような中で、2024年度には、徳島県立近代美術館（以下、「県立美術館」と略）との連携によるケアへのアプローチが実現した。後述するように、近年、美術館がケアの領域に関わる事例は全国的に増えているが、今回の企画にはそれらのケースとは異なる新しい方法が含まれる。このため、本企画の内容を広く周知し記録に残すことは有意義であると判断し、報告会として「『美術館でつながる』を試みる」（第2回医療・介護・福祉とアートとのつき合い方を考えるセミナー）を開催した。本稿はこのセミナーの内容を報告するものである。

THALと県立美術館は、同館で開催された特集展示「Look @コラージュ」展（2025年1月25日～2月16日）において³、県内の医療・福祉施設の利用者にも展示に関わってもらいたいと考え、後述する三種の関連企画を共同で考案・実施した。今回の報告会では、同展示を担当した県立美術館の浅田真珠学芸員による「企画報告」を柱とし、この企画を国内外の類似の潮流に位置づける目的でTHAL代表の筆者が「趣旨説明」を行った。そして第三者の立場から、医療とアートとの関係について研究や実践の経験が豊富な、「美術待合室」主宰／国立アトリサーチセンター研究補佐員の中野詩氏に「コメント」をいただいた。報告会は2025年3月4日火曜日の夜（18時～19時45分）に徳島大学フューチャーセンター A. BAの対面会場とオンライン会場のハイブリッド形式で開催した⁴。

1. 趣旨説明

まず主催者である筆者が趣旨説明として、国内外でアートをケアに生かしている取り組みの事例を紹介し、今日の傾向について整理した。

(1) 国内の事例

アートを医療・介護・福祉に生かそうとする取り組みは、国内でもすでにさまざまな現場で認められる。今回は二つのタイプを取り上げる。第一は病院や介護施設、福祉施設の中へアートを導入するものであり、具体的には、絵画などの美術作品を展示やインテリアの工夫、壁画などの設置などが見られる。また病院や施設の利用者によるアート制作が作業療法やリハビリやセラピーとして、あるいはレクリエーションとして取り入れられるケースも多い。今回注目したいのは第二のタイプであり、美術館でのアクティビティとケアやセラピーとを結びつけるものである。こうした例は、近年、国内でも急増している。とりわけ「対話型鑑賞」といって、障がい者などの団体で美術館を訪れ、美術館スタッフによる解説や来館者との対話を交えながら作品を鑑賞したり、美術館でワークショップに参加して体験も交えながら鑑賞を行うなどの例が多く見られる⁵。

たとえば東京都美術館と東京藝術大学が共同で行う「クリエイティブ・エイジング ずっとび」という超高齢社会に対応するプログラムがある⁶。2024年10月には、近隣の介護老人保健施設から通所利用者を募集し、東京藝術大学美術館で対話型鑑賞が行われている。少人数のグループに分かれ、ボランティアのアート・コミュニケーター「とびラー」のファシリテーションにより、作品の中に何が見えるかや、感じたこと、思い出すことなどを語りながら鑑賞した。作品を見るばかり

でなくコミュニケーションを取ることが、脳と気持ちの活性化につながるとされる。

また鳥取大学の「美術館セラピープロジェクト」では⁷、「アートシェアリング」といって、アートの鑑賞を人と共に行うことで、驚きや喜びといった感情の共感を促してお互いの障壁を溶かし、美術館での鑑賞体験によって相互のケアやウェルビーイングを高めることを目指している。このうち「ギャラリーコンパ」と呼ばれるワークショップでは、視覚障がい者と晴眼者が共にアート作品や展示品に触れて対話をしながら鑑賞し、作品のイメージを共有していく。参加者は互いの視点を理解し、通常の鑑賞体験とは異なるアートの楽しみ方を発見していくことで、「ケアリング」（ケアの分かち合い）が促されるといふ。

このような美術館での取り組みには、心身の機能の回復・向上や機能低下の予防等が期待されているが、近年、その具体的な効果を測定しようとする動きがある。「博物館浴」を提唱する九州産業大学の研究者は⁸、展示鑑賞の前後に血圧などの生理検査と心理測定を行っている。ここでは鑑賞方法のバリエーションも考慮され、黙って一人で鑑賞する場合と、気に入った作品の紹介や感想を人と共有しながら観る場合での効果の違いも測定される。博物館の持つ癒しやリフレッシュ効果を数値化し、健康促進や疾病予防に活用しようという試みで、現在、全国の美術館で実験が展開されている。

さらに岡山県倉敷市の大原美術館では、後援会会員向けという限定的な企画ではあるが、フレイル予防プログラムが実施された⁹。美術館の職員は、まず加齢に伴う筋力や認知機能の低下や、社会との関わりが希薄化する「フレイル」状態について研修を受けたうえで¹⁰、美術館の鑑賞をフレイル予防に生かすプログラムを作成した。同美術館は絵画等が展示されている本館のほかに、工芸館、東洋館、児島虎次郎館とあり、すべてを回るだけで1,000歩ぐらい歩くことになる計算で、館周辺の散策も含めて、これをフレイル予防に効果的とされる「運動」の要素と結びつけた。そして美術館内での対話型鑑賞が、二つ目の予防の要素である「社会参加」の実践となる。もう一つの予防策として重要な「栄養」つまり「食」については、展示室内では対応できないため、周辺の飲食店の紹介に加えて、陶磁器などの展示品を使いながら、想像上の食でクリアしたという。

(2) 海外の事例

以上のような美術館における対話型鑑賞を基本にした例は、国内外共に多数見られるようになった。このほか海外では「ミュージオセラピー」として、「美術館の処方」、すなわち美術館における作品鑑賞を、薬や医療行為の代わりに治療として処方するという取り組みが始まっている。その最も早い例のひとつとして、2018年にカナダのモントリオール美術館と、カナダ・フランコフォニー（フランス語話者）医師会との連携が挙げられる¹¹。同美術館は従前よりアート活動への参加によるセラピーや対話型鑑賞などに積極的に取り組んでいたが、新たに医師会と提携して、医師一人あたり50枚まで美術館への訪問を正式な処方箋として発行できるようにした。ここには患者本人と同行家族の常設展および企画展の入場が含まれ、コミュニケーションの促進が目論まれている。

この取り組みは他国にも影響を与え、最近ではアジア地域にも波及している。台湾では、美術館

ではないが、国立台湾博物館と台北市立連合病院とが連携して「博物館処方箋」を打ち出し、2021年12月に具体的な活動内容やその背景をガイドブックにまとめて公開した¹²。ここには高齢者、とりわけ認知症のある方々を対象としたミュージアムでの実践プログラムについての具体的なガイドが記されている。

「美術館処方」や「博物館処方」は、英国で始まった「社会的処方 social prescribing」に連なるものである¹³。同地では一般医・家庭医（GP）が、精神的・身体的疾患を持つ人や高齢者などが生活を取り戻していくための手助けとして、地域でのボランティア活動や運動サークルの紹介等、地域活動への参加を勧める非医療的な処方を始めた。ここでは美術館や博物館など、地域にある文化資源を通して社会参加を促すことも想定されており、効果のエビデンスを基に社会活動への補助金が拠出される。

また美術作品を病院などに貸し出して展示する例もある。たとえばフランスでは、パリ市が所有する現代美術コレクションを、パリ公立病院連合（AP-HP）のいくつかの病院で展示する試みを2023年から始めた¹⁴。使用する作品は、現代美術とはいえ美術館レベルの作品（museum piece）であり、展示に適した空間的条件が整っていない病院に持ち出すにはリスクを伴う。そのため、作品の保護を担保する展示環境も一緒に貸し出す。専門の業者が設営作業を行い、作品を透明ケースの中に収めて壁に設置する。病院や施設では本物の美術品を前にして、アートセラピーや瞑想、対話、ときにはヨガなどが行われている。これらの作品は定期的に展示替えがなされている。この取り組みは美術館の訪問を前提としたものではなく、逆に作品が病院や施設の側に出向くという点で、他の事例とは発想が異なっている。

以上のような近年の取り組みは、2019年11月にWHOが『健康とウェルビーイングの向上における芸術の役割に関するエビデンスとは？』という報告書を公表したことで加速化した¹⁵。このレポートは約900本の文献を参照し、芸術と精神疾患との関係性をはじめ、諸神経疾患の予防や治療における芸術の有効性にも言及している。それらのエビデンスから「アートは精神と身体双方の健康に強いインパクトを与える（a robust impact of the arts on both mental and physical health）」と断言したことで、アートと健康をつなぐ流れを世界的に加速させた。これに先立って英国の「芸術、健康、ウェルビーイングのための超党派議員グループ The All-Party Parliamentary Group for Arts, Health & Wellbeing」が発表したレポート『クリエイティブ・ヘルス』は¹⁶、アートや文化が健康とウェルビーイングに与える影響について世界中からレビューを集めると共に全国的な意識の高まりを調査をしたもので、政策や実践を進めるための提言として注目された。このレポートの要約版は、日本の国立アトリサーチセンターが翻訳して2023年に公開している¹⁷。この中では芸術活動への取り組みが実際にどのような効果を生むかということについて、良い影響が見込まれる人の割合や節約できる医療費の金額の目安などの具体的な数値も示されている。たとえば、地域社会の芸術活動に参加することは、個人の一般家庭医の受診回数が37%減り、患者ひとりあたり年間216ポンド（約4万円）の節約となる、といった内容である。

日本国内では、まだ医療者が社会的処方を実行する段階にはないが、心身の健康維持のための社会参画の有用性はすでに意識されている¹⁸。2005年の介護保険法の改正にあたって打ち出されるようになった「地域包括ケアシステム」においても、高齢者の生活支援や介護予防のために、ボランティアなどの社会活動への参加や、通いの場の重要性が謳われている¹⁹。「地域包括ケアシステム」は2025年度を目途に構築が目指されてきたが、この機会に地域の文化資源がその一端を担うことを考えてみても良いのではないだろうか。

以上、国内と海外の動向を簡潔に紹介したが、近年、多くの美術館において、来館者のヘルスケアやウェルビーイングに対して何らかの貢献をしようという共通認識が構築されてきている。ただ実際には、美術館に足を運ぶことができない方もおられ、超高齢化社会が今後ますます進行することを考えると、こうした方々へのアプローチも視野に入れる時が来ているのかもしれない。アートが心身のケアに貢献できるのであれば、アートの殿堂である美術館は、そのような人たちに対してどのように役割を果たせるかもひとつの課題となるだろう。

筆者自身は、美術と人間と社会の関係を見ながら美術館の歴史を研究してきたが、これら三者の関係は変化を繰り返しており、その変化に応じて美術館というものの役割も変わってくる。今回のTHALと県立美術館との連携企画は、こうした問題意識に立脚した新しい挑戦である。本報告が同じような関心を持つ人々の意見交換のきっかけとなり、今後さらにブラッシュアップした取り組みに発展することを期待している。

以上が本セミナーの趣旨説明である。

2. 企画報告

次に、THALと県立美術館との連携事業の具体的な内容について、県立美術館の担当者である浅田学芸員から報告された。

同美術館で開催された「Look @コラージュ」展は、「あっと驚く」ようなアートの技法に注目してほしいという思いが込められ、現代美術家大久保英治（1944～）の作品を中心に、同館が所蔵する国内外の作家によるコラージュ作品を組み合わせる構成されたものである。展示作品を参考に、日常的なモノを使ったコラージュ作品の制作を実際に体験する関連企画を実施することで、コラージュやアッサンブラージュの技法を理解し²⁰、モノに対する新たな視点を見出すきっかけを提供したいというのが美術館の考えであった。さらにコラージュは誰もが気軽に実践できる技法であることから、同館が長年推進してきた「ユニバーサル・ミュージアム」の取り組みとも親和性が高いのではないかと²¹、医療や福祉の現場との接続も実現できるのではないかとということで、その連携についてTHALに相談があった。そこで筆者は、県内でのホスピタルアート活動の経験から、連携可能な施設を選定した。そのうえで現場の人たちとのつながりの意味を高めるためのアイデアを付け加え（後述）、境遇の異なる人びとの「コラージュ」が生まれる仕組み作りを目指した。両者の構想を総合して浅田学芸員が企画書を作成し、筆者が各協力施設に連絡を取って協議の場を設定し

た。各現場の条件等を擦り合わせて、以下三種の関連イベントを実施することになった²²。

(1) 「団体鑑賞&おためしコラージュ！」(2025年1月25日土曜日13時30分～15時)

これは美術館に訪問可能な人たちに展示を見てもらった後で、自身でもコラージュ作品制作に挑戦してもらう企画である。美術館に招いたのは小松島市の知的障がい当事者たちのグループ「ひまわり会」のメンバー6名と、サポートスタッフの6名である。同会は月に一度集まってさまざまな活動をしており、2023年度と2024年度には筆者らと数回にわたってマスキングテープアート制作を経験していた。今回の交渉は、同会の活動をサポートしている徳島赤十字ひのみね医療療育センター相談支援ひのみねの職員と行った²³。会のメンバーは、言語コミュニケーションや日常の動作に支障はなく、自律的に動くことができる方々である。当日は、小松島市の徳島赤十字ひのみね医療療育センターから職員が運転する車に分乗し、8kmほど離れた徳島市内の県立美術館まで移動した。

美術館到着後は、まず展示の内容に関する浅田学芸員の説明を聞いてから展示室に入り、学芸員との対話をしながら鑑賞を行った。参加者たちは作品に熱心に見入りながら、「ここに使われているのは何でしょう」「これと同じものがどこに使われているでしょう」といった学芸員からの問いかけなどにも積極的に答え、自らの知識を披露したりしながら、終始和やかに、リラックスした様子で進んでいった。

その後、別階のアトリエに移動し、用意された折り紙やちらし、雑誌、新聞紙、マスキングテープ、色鉛筆、油性ペン、のり、はさみ等を使って、一人ずつA4サイズほどの大きさの紙の上にコラージュ作品を制作した。何をどのように使うかなどの指示は一切行わなかったが、全員が異素材を切り貼りして画面を作るという作業の趣旨を理解していた。材料が大量に用意されていたにも関わらず、初めて見るチラシなどから素材を巧く見つけて切り取り、白い紙を埋めていった。一時間ほどの間、誰もが黙々と制作に集中していた。でき上がったところで、全員に対して自らの作品を見せながら、何を使ったかや工夫した点などについて発表してもらった。自分の好きなキャラクターを集めたもの、文字と組み合わせたもの、特徴のある人物の写真をランダムに配置したものなど、制作物のアイディアの自由さに驚かされた。

本イベントについて浅田氏は、「展覧会鑑賞も作品制作も、全員が楽しんでくれた」、「美術館やアートが親しみやすいものであることを体感してもらえた」と手応えを感じ、今回のように「美術館からアプローチし、場を提供し、つながりを作っていくことが重要である」と結論づけた。

団体鑑賞や対話型鑑賞で介護・福祉関係の団体を対象とする場合、安全上の観点も考慮して、来場者の多い都市部の美術館などでは休館日や時間外に特別に開催されたり、通常の展覧会場とは別室で行われることもある。県立美術館ではそのような特別対応が必要ではなかったことと、ひまわり会がアート制作に馴染みがあったということで実施のハードルが比較的低かったのかもしれない。一般的な傾向として、医療・介護・福祉関係のグループの外出先として美術館が選択されるケースは少ないが、美術館は教育普及も使命の一つとしており、公表されているプログラム以外でも対応

可能な場合も多いため、ぜひ積極的に活用することを勧めたい。



図1 団体鑑賞の様子
[撮影：筆者]



図2 「おためしコラージュ！」の様子
[撮影：筆者]

(2) 「出張美術館&おためしコラージュ！」(2025年1月28日火曜日 14時～16時)

二つ目の企画は、徳島市民病院の「患者サロンなごみ」で開催された。同サロンでも月に一度、主にがん患者さんやサバイバーの方が集まり、さまざまなイベントを通して交流を行っている。サロンを主宰しているのは同院の患者支援センターであり、2019年に筆者が学生と共に行った同院の階段アート制作時から知己の職員が世話役を務めていたことから、スムーズに交渉することができた。実施日には患者さんと病院職員等合わせて13名の参加があった。

「出張美術館」では、浅田学芸員が同病院のサロンに文字通り出張し、スライドショーにより美術館展示の趣旨などを説明した後、オンラインで美術館の展示室とつなぎ、展示会場の様子を、モニター画面を通して紹介した。美術館側では別の学芸員がタブレットを用いて会場の様子や作品を映し出し、それに合わせて浅田氏が解説を加えた。作品をモニターに映すと、平板になって素材や技法の工夫が把握しづらい面もあったが、現場の学芸員が細部を拡大したり、映す角度を変えたりと工夫することにより、肉眼で作品を見る以上に詳細に見ることができた面もあった。また参加者たちも、展示室とは違って、慣れた空間で自由に気兼ねなく発言でき、満足している様子であった。

その後、上記(1)と同じように、ちらしや折り紙、新聞紙、雑誌、マスキングテープ、油性ペン、色鉛筆、のり、ボンド、はさみ、そして参加者が持参したビーズやペットボトルの蓋、スポンジなどを使って、A4ほどの大きさの紙にコラージュ作品を自由に作ってもらった。初めはアイデアがまとまらず、手がなかなか動かなかったが、お互いが選んだものなどを見ながら徐々に方針が固まっていき、気が付くと手が止まらないほどさまざまな素材を切ったり貼ったりしていた。最後に一人ずつ、作品について発表してもらい、使ったものやコンセプト、感想などを共有した²⁴。

参加した患者さんからは、「美術館に行きたくなった」「手のリハビリになった」といった感想が聞かれた。浅田氏も、「美術館に来ることができなくても、美術館やアートを楽しんでもらう方法はある」と確信し、さらに「美術館に来ることが難しい人たちこそ、アートの力を必要としているのではないか」と述べていた。アートの鑑賞や制作は、「想像力や創造力、感動力、没頭力、治癒力、

原動力、生命力」をもたらし、ケアが必要な人々に良い作用を及ぼすのではないかと実感したようである。



図3 出張美術館の様子
美術館の展示室とオンライン会議システムでつなぎ、
展示物を紹介した。
〔撮影：徳島市民病院職員〕

(3) 「つながるコラージュ！」(2025年1月26日曜日・2月2日曜日 13時30分～15時30分)

制作ワークショップ「つながるコラージュ！」は、前出の大久保英治による「日常の歩行」と名付けられたシリーズ作品に想を得た企画である。大久保は日々の散歩で拾った何気ないモノ、たとえばヘアピン、瓶の蓋、菓子の包み紙、ガラスの破片、ストラップ等々の形状を活かし、元の持ち主やモノの来し方に思いを馳せながら、色紙や、鉛筆によるシンプルな線を加えて、20×14cmの紙の上で小さな作品に仕立てている。展示された1,600点あまりの作品は、毎日のように作り続けられた日常の記録となっている。本企画では筆者が、コラージュ制作の起点となるモノとして、病院や福祉施設にいて美術館に足を運ぶことが難しい人たちが使っているモノを用いることで、異なる境遇の人々の日常に思いを馳せ、理解を深めることにつながるのではないかと考えた。

この企画では重度の障がいがあり、上記(1)のような美術館訪問も(2)のような出張展示解説の理解や自力での作品制作に困難がある人たちが集う施設との連携を想定した。こちらも筆者が過去にアート制作で関わった経験のある徳島県医療的ケア児等支援センターを窓口として、同センターが受託している徳島赤十字ひのみね医療療育センター内の二つの通所施設「ほっぷ」(重症心身障害者対象児童発達支援・放課後等デイサービス)と「かがやき」(18歳以上の重症心身障害者対象生活介護)の利用者に協力を得ることになった。各施設の責任者である看護師に企画の概要を説明し、利用者の皆さんが日常的に使っているモノの提供を依頼した。当初はどのようなモノが適当かイメージしづらい様子だったが、大久保作品を紹介したり具体例を示すなどして理解してもらった。その後利用者の保護者に企画の趣旨等を説明していただき、「ほっぷ」の10名と「かがやき」11名の利用者から33種のモノが寄せられた。集まったモノは予想以上に多様で、薬剤の蓋やパッケージといった医療行為に関わる物品から、食事用のスプーンやストロー、髪を結ぶゴム、靴下、タオル、衣服などの日常生活で使う物、そしてイラストや作品品といった制作物などがあつた。完成作はそれぞれ元の提供者に贈る計画だったため、提供者と提供物が混乱しないよう、浅田学芸員が写真撮影とリスト作成を行って管理した。



図4 福祉施設利用者からの提供物 [撮影：筆者]

イベントは県立美術館のアトリエを会場として二回開催された。美術館と徳島大学人と地域共創センターが共に web サイトや SNS を通じて広く参加者を募集し、一回目には 16 名（視覚障がい者 4 名、小学生 1 名を含む）、二回目には 20 名（小学生 1 名、未就学児 1 名）が参加した。

当日は浅田学芸員のガイドにより、アトリエに用意された大久保作品数点を鑑賞することから始まった。大久保が実際に起点にしている拾得物を確認し、どのようにして色紙を合わせているか、線を描いているか、といった制作方法を目と手でなぞった。その後、今回用いる起点としてのモノと、その提供者である「ほっぷ」と「かがやき」の利用者について、施設から提供された写真や動画を基に浅田学芸員が作成したスライドショーを使って説明された。多くの方が車椅子で生活し、酸素吸入や痰の吸引が必要な方も多く、看護師や保護者のサポートが欠かせない様子や、そのような中でも施設内でさまざまに工夫された遊びやイベントを楽しんで笑顔を見せている利用者の様子が映し出された。このスライドショーは展示室内でも常時放映され、施設説明のパンフレットも貼り出された。



図5 提供者の日常についての紹介 [撮影：筆者]

それらを踏まえたうえで、参加者は制作に用いるモノを提供物の中から一つずつ選んだ。ただし選んだモノをすべて使い切ったり原形を残したりする必要はなく、部分のみ用いるなど、使い方は自由とした。だいたい4人でテーブルを囲み、各テーブルの上に折り紙やちらし、雑誌、新聞紙、マスキングテープ、色鉛筆、油性ペン、はさみ、のり、ボンドなどを用意し、A4サイズほどの紙を一人に一枚ずつ渡して、その上に作品を作るようにした。

制作時間が始まってしばらくは、モノをどのように使うか悩んだり、ちらしなどをいろいろ見ながらどの部分が使えそうか考えたりしている参加者も多かった。総じて子どもたちは反応が早く、ほとんど迷いなく手を動かしていた。20分ほどが過ぎた時点ではほぼ全員の参加者がせっせと手を動かし、あれこれの素材を切ったり貼ったりと忙しい様子に変わっていた。アトリエ全体が集中して熱量が高まっているのが感じられた。視覚障がいの方々は、付き添いの方からモノの形状やその他の材料について一つ一つ説明を耳で聞きつつ、それをこういう風に切ってほしい、これはここに貼りたい、ここにはこういうものが欲しい、この子はこういうものが好きかな、というように、細かく具体的な意志を示しながら作業を進められていた。完成した作品は最終的にモノの提供者にプレゼントすることにしていたため、最後に制作者の思いを書いたメッセージカードを添えた。



図6 「つながるコラージュ！」制作1
視覚障がいの方と付添の方と共同制作。
[撮影：筆者]



図7 「つながるコラージュ！」制作2
手を止めることなく動かしていた小学生。
[撮影：筆者]



図8 「つながるコラージュ！」制作3
吸引時に使う手袋を楽しく変身させる。
[撮影：筆者]

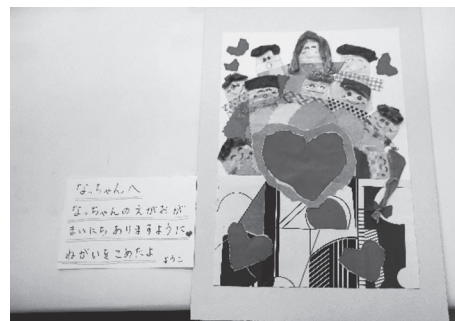


図9 完成作とメッセージカード
手袋を指人形風に仕立てている。
[撮影：筆者]

作品完成後には、各自が制作物を持って展示室へ行った。そして大久保作品の横に設けられた、同作品の展示台とほぼ同じ高さの台に各自の制作物を飾った。その後でそれぞれ自分の作品で何を使ったか、どのような工夫をしたかなどを発表しあいながら、互いの作品を鑑賞した。これらは展示期間中、展覧会を構成する他の作品と同じように一般公開された。制作物のすぐ横に設置されたモニターでは施設紹介のライドショーが映されており、これらの制作物の来し方を来場者が理解できるように配慮された。



図 10 完成作の展示と語り合い (左)・図 11 完成作の展示 (右)
展示期間中、大久保作品 (写真右、左上の木製台上) と同様に展示された。
〔撮影：徳島県立近代美術館職員 (図 10)、筆者 (図 11)〕

美術館での展示期間が終了した後、筆者と浅田氏とで「ほっぷ」と「かがやき」に制作物を持って行った。その際、単に元の提供者に作品をプレゼントするだけでなく、自分の提供物が用いられた作品の仕上げを自ら行ってもらうことで、さらなるコラージュを試みた。具体的には、制作物が貼りつけられた一回り大きな台紙の余白部分に、マスキングテープを使って額縁風の装飾をしようという作業である。提供者たちは戻ってきた作品を見ながら、自らの意志でマスキングテープの色柄を選び、サポートを受けながら貼っていった。作業開始時には関心を示さなかったり、テープを紙にうまく貼りつけることができなかつた人たちも、同じ動作を繰り返すうちにだんだんとコツをつかみ、余白を見つけて貼ったり、指でテープを伸ばして貼ったりといった動きができるようになっていった。気に入らない色には反応しないが、好きな色が貼られると喜びを露にする人もいた。その様子に、施設の職員も「こんな笑顔は久々に見た」「だんだんと手が動くようになっていった」と驚いていた。貼ったテープは必ずしも多くはなかつたが、それでも元の作品とはまた異なる味わいが出て、提供者自身も楽しんでいた。

「かがやき」では、他の利用者や職員、保護者も作品を見られるようにと、装飾が完成した作品が数作品ずつ廊下の掲示板に貼り出され、展示替えもされていた。コロナ禍もあり外とのつながりが低調となっている中で、このようにアートを通して地域社会とつながることができ、保護者にも好評だったと聞いている。

この「つながるコラージュ！」は、普段は美術館に足を運ぶことができない人たちにも展示に参



図 12 「かがやき」での額縁作り
[撮影：筆者]



図 13 「ほっぷ」で額縁を飾って喜ぶ利用者
[撮影：筆者]



図 14 「かがやき」での作品展示 I
[撮影：筆者]



図 15 「かがやき」での作品展示 II
[撮影：ひのみね医療療育センター職員]

加し、アートを楽しんでもらう機会となった。同時に、美術館を訪れる人たちにとっても、地域の福祉施設や利用者の実態について知るきっかけを提供した。今回の「コラージュ」は、紙の上の素材だけでなく、出会ったことのない人たち同士も結びつけることに成功したといえる。浅田氏は、「アートは、年齢、障がい、病気などに関わらず、全ての人が楽しむことができ、多様な効果をもたらす無限の可能性を持つ」と、今回の企画を通じて確信し、「アートと様々な人をつなぐための方法を考え、実践していくのが美術館の役割」であり、美術館内で来場者を待つばかりでなく、人とのつながりを求めて美術館の外へ出向いていく必要性を強調した。

3. コメントとディスカッション

(1) コメンテーターからのコメント

浅田氏の報告に続いて、中野詩氏より専門的知見からのコメントをいただいた。中野氏は茨城県の水戸芸術館現代美術センターや東京都現代美術館において学芸員を務めたほか、民間病院や高齢者施設等でも展示やワークショップの企画に携わってきた。筆者とはアートミーツケア学会等で交

流があり²⁵、日頃から互いの活動を知る関係にある。中野氏は自身の経験との比較も交えながら、今回の連携企画の意義をまとめた。

まず県立美術館にとっては、長年取り組んできた「ユニバーサル美術館事業」に連なる企画であると同時に新たな連携先を開拓した事例となり、美術館に足を運ぶことができない層にアプローチしたという点において、地域における美術館の新たな役割や可能性を考える機会になったとした。自身が関わった水戸芸術館現代美術センターにおいても、子どもや学生等を対象にした教育プログラムに加え、視覚障がい者や認知症の方を含む高齢者対象の対話型鑑賞やワークショップなどの事業を行ったが、それらはその後、特別料金によるシニア層の鑑賞日の設定や、行政と連携した認知症高齢者およびケアラー対象の恒常的なプログラムとして定着したという。美術館が病院や介護施設等と協力したプログラムを実施する場合、学芸員や医療者がレクチャーを行ったり、院内学級や訪問学級といった教育と連携するケースもあるが、美術館の収蔵作品を活用する方法は、館の本務と密接に関わるものであり、今回の企画はこの点においても注目すべき取り組みととらえられた。

一方、対象となった病院や福祉施設利用者や職員にとっては、今回の企画は普段は出会わない人と出会いつながる機会となり、「患者」や「医療・介護・福祉従事者」といった「社会的」役割ではなく「一個人」として地域社会に参加できたと感じることでできる機会になったと評価した。中野氏は医療におけるQOLの概念を整理した研究を紹介し²⁶、健康と直接関連するものとして挙げられた五要素のうち、今回の企画は「心理的状态」と「社会的交流」を向上させるものであると同時に、健康に間接的に関連する四種類のQOLのうち、「personal-social（人-社会的）」なQOL（家族構成、経済状況などから構成）と「external-social environment（外的-社会環境）」なQOL（文化機会、医療サービスなどから構成）に関わる可能性があるとした。近年、医療界においても後者が注目され、「社会的処方」が広がってきていることは、「趣旨説明」でも紹介の通りである。

美術館と医療・介護・福祉施設とでは業務内容は全く異なるが、実は目的や役割等においては共通項もある。第一に、市民のQOLの向上に寄与することを目的とし、責務としていること。第二に、



図 16 セミナーの様子
[撮影：人と地域共創センター職員]

地域コミュニティの一員としての存在意義を有していること。そして第三に、多職種と密にコミュニケーションを取り連携する業務であるということである。中野氏はこの三点を指摘し、今後の両者のさらなる連携の発展に希望を示してコメントを締めくくった。

(2) 聴衆とのディスカッション

中野氏からのコメントの後、登壇者と聴衆全員でのディスカッションの時間を設けた。まず浅田氏から中野氏に対して、今回の企画事業が国内の他の事例や医療界の大きな潮流の中に位置づけられたことは非常に参考になり、同時にこのような事業を継続的に実施していく上での課題も感じた。また美術館だけでできることには限界があるので、やはり外へのアプローチを進めていくことが大事だと痛感した、と述べられた。それに対して中野氏から、企画内容の充実と広報との均衡を図ることの重要性に加え、調査・研究機関である大学との協力が継続性のひとつの鍵になるとの応答があった。さらに、新たな企画の際に関係者にかかる負荷をどう分散・調整するかも肝要であると強調された。

これを受けて、今回の企画の協力施設であるひのみね医療療育センターの職員の声聞いた。企画(1)に関わった相談支援の職員からは、「現場の負担感はなかった」、「どんなことをするのだろうというワクワク感の方が強かった」との発言があった。企画(3)に関わった職員は、「利用者が普段使っているものがあつと驚くものになって戻ってきて、利用者も保護者の方々も驚いていた」、「驚いたり喜んだりといった心理的効果もあり、マスキングテープを貼って手を動かしたりと、利用者にとっても良い企画だった」と述べた。同センターとの交渉の窓口となった職員は、「医療的ケア児などは美術館に行くのはとてもハードルが高い」という現実がある中、今回このような話があり、「ワークショップで、一般の方に提供物の説明をしたら、『痛い思いを楽しいものに変えよう』と利用者思いを馳せて作品を作ってください、参加して本当に良かった」、「こうした双方向のイ



図 17 登壇者ディスカッションの様子
左から筆者、浅田氏、中野氏
[撮影：人と地域共創センター職員]

イベントを継続してほしく、微力ながら協力したい」と語られた。

医療者である聴衆からは、今回のように医療・介護・福祉と美術館とをつなぐという試みは非常に素晴らしい。病院も美術館も制約があるが、互いが交流していくことには意味がある。経済面をはじめ課題も多いが、仲間を増やしていくことが大事、とコメントがあった。このほか、このようなイベントは当事者だけでなく、サポートスタッフにも良い影響があったのではないかとの発言があった。中野氏からは、アートを媒介にすると人々がフラットな関係になることができ、イギリスでは医療従事者の離職率が改善したという報告がある、従事者の精神衛生上も良い効果を生んでいるのではないかと、との情報提供があった。筆者からは、医療等の現場スタッフを新しい企画に巻き込むことは現時点では必ずしも容易ではなく、今回はすでに活動経験のある施設だったためにスムーズにいった面もあると付け加えた。

最後に中野氏により、今回の企画ではコラージュとマスキングテープという相性の良い要素を結び付けられたこと、また美術館展示の主眼であった大久保英治作品との関連付けも秀逸であり、そのことが成功につながった、とまとめられた。

おわりに

本報告会を通して、今回の THAL と県立美術館で共催したコラージュ展の関連イベントは、関係したすべての機関にとって意義ある試みとなったことが確認できた。県立美術館にとっては、所蔵作品を広く深く知ってもらう教育普及活動の理念、および同館が継続的に進めてきたユニバーサル・ミュージアムの取り組みに適合し、あらゆる人々が楽しむことができる社会教育施設としての役割を果たす企画となったうえ、館へのアクセスが難しい人々という新たな受容層との関係を道を拓いた。病院や福祉施設にとっては、単なる楽しみのためのレクリエーションではなく、社会活動が難しい患者や利用者をリアルタイムのイベントと結びつけ、社会的なイベントの役割の一端を担う機会を提供することができた。また、医療や福祉の世界とは縁遠い人たちにも現場の日常を知ってもらうきっかけとなり、モノを通じて見知らぬ人たちと交流することもできた。美術館でのコラージュイベント参加者側には、別の日常を生きる人たちのことを想像し、応援の気持ちを伝えることができた。そして大学としては、これまでのホスピタルアート活動の実績を背景に、中立的立場から公立美術館と公的な医療・福祉施設を結びつけ、国内外の動向に関する専門的知見を企画構成に活かすことができた。

筆者は長らくパリのルーヴル美術館の創設前後の研究を行っており、国内外の美術館の歴史を見てきた。その視点から考えると、今日のアートとケアの接近は美術の新たな社会的需要の反映であり、この流れに美術館が介入することは必然的であるように思われる。美術館は歴史的にも、常に社会的な課題との関係で成り立ってきた。美術というと浮世離れた世界ととらえられがちだが、その現実とは少し異なる世界を必要とするのは、実は現実世界なのであり、まさに現世と連動しているのである。医療行為や投薬だけでは解決できない不調がある、人や社会とのつながりが喜びを

生むというのもまた事実である。そのことを直視して、アートが医療・介護・福祉の現場とどのような関係を結ぶことがより良い共生社会の実現につながるのか、引き続き考えていきたい。

最後に、今回の共催企画にご協力いただいた徳島県医療的ケア児等支援センター、徳島赤十字ひのみね医療療育センター、徳島市民病院の関係者の方々、企画にご参加いただいた患者・利用者の皆様とご家族、美術館ワークショップの参加者の皆様に改めて感謝を申し上げたい。

註

- ¹ 徳島大学人と地域共創センター地域課題解決プロジェクト（2020年～現在に至る）。
- ² THALの活動内容については次のwebサイト <https://tokudaithal.com/>、またはInstagram <https://www.instagram.com/tokudaithal/> を参照。
- ³ 同展示については、徳島県立近代美術館ウェブサイト内「Look@ コラージュ」<https://art.bunmori.tokushima.jp/article/0009185.html>（最終閲覧日：2025年6月23日）
- ⁴ 主催：Tokudai Hospital Art Labo（THAL）代表・田中 佳／徳島大学人と地域共創センター。なお本稿は、報告会の登壇者三名の合議により田中が単著として執筆することとした。本稿の内容は登壇者全員と、企画に協力していただいた関係施設にも確認していただいた。
- ⁵ 「対話型鑑賞」はニューヨーク近代美術館（MoMA）で教育部長を務めていたヤノウインを中心に開発された Visual Thinking Strategies（VTS）という教育プログラムに由来している。VTSについては次に詳しい。YENAWINE（Philip）, *Visual Thinking Strategies: Using Art to Deepen Learning across School Disciplines*, Harvard Education Press, 2013. 邦訳『どこからそう思う？学力をのばす美術鑑賞：ヴィジュアル・シンキング・ストラテジーズ』（京都造形芸術大学アート・コミュニケーション研究センター訳）、淡交社、2015年。
- ⁶ 「ずっとび」ウェブサイト <https://www.zuttobi.com/>（最終閲覧日：2025年6月29日）
- ⁷ 「トットリハート」ウェブサイト <https://tottori-he.art/>（最終閲覧日：2025年6月29日）
- ⁸ 緒方泉「『博物館浴』の生理・心理的影響に関する基礎的研究(8)：同じ高校生が複数回参加した、地域差、季節差の事例」『九州産業大学地域共創学会誌』第14号、2025年、pp.19-43. 2021年以降、同誌ほかにて関連論文が発表されている。
- ⁹ 大原美術館後援会会報『丸窓』第28号 <https://www.ohara.or.jp/cms/wp-content/themes/ohara/pdf/marumado28.pdf>（最終閲覧日：2025年6月29日）本企画については岡山放送局ニュース（2024年2月27日）、『山陽新聞』（2024年2月21日）等でも紹介されている。
- ¹⁰ 公益社団法人地域医療振興協会ヘルスプロモーション研究センターウェブサイト内「岡山県倉敷市の大原美術館でフレイル予防サポーター養成研修を行いました」<https://healthprom.jadecom.or.jp/report/2914/>（最終閲覧日：2025年6月29日）
- ¹¹ モントリオール美術館（Montreal Museum of Fine Arts, MMFA）webサイト「美術館の処方箋」<https://www.mbam.qc.ca/en/news/museum-prescriptions/>（最終閲覧日：2025年6月29日）。同様の試

- みは他館でも行われており、運用法はそれぞれ異なるが、MMFA は初めてアートセラピストを雇用了（2017年以降常勤）美術館として注目される。大学等とも連携し、疾患別にどのような効果をもたらすかについても研究が行われている。例えば、BEAUCHET (Olivier), MORET(Adeline) et al., “Physician-prescribed museum visit benefits on mental health: results of an experimental study”, *Frontiers in Medicine*, vol.12, pp.1-8, 14 May 2025. (<https://doi.org/10.3389/fmed.2025.1590145>)
- ¹² 東京都美術館が日本語に翻訳し、2022年3月にウェブサイトで公開している。『博物館処方箋 実践ガイドブック（日本語版）』 <https://www.zuttobi.com/research/T4ARw8og>
- ¹³ NHS England（英国国民保健サービス National Health Service）ウェブサイト <https://www.england.nhs.uk/personalisedcare/social-prescribing/>（最終閲覧日：2025年6月28日）
- ¹⁴ パリ市現代美術コレクション（Fonds d'art contemporain-Paris Collections）ウェブサイト内「共有する一点 Une œuvre en partage」 https://fondsartcontemporain.paris.fr/pages/une-oeuvre-en-partage__13（最終閲覧日：2025年6月28日）
- ¹⁵ WHO ウェブサイト “What is the evidence on the role of the arts in improving health and well-being? A scoping review”, 5 November 2019. <https://www.who.int/europe/publications/i/item/9789289054553>（最終閲覧日：2025年6月28日）
- ¹⁶ National Centre for Creative Health ウェブサイト “Creative Health: The Arts for Health and Wellbeing” <https://ncch.org.uk/appg-ahw-inquiry-report>
- ¹⁷ 国立アトリサーチセンターウェブサイト「クリエイティブ・ヘルス：健康とウェルビーイングに寄与する芸術活動（要約版）」（日本語版） https://ncar.artmuseums.go.jp/en/upload/2023_CreativeHealth_JP_144sp.pdf
- ¹⁸ 日本での取り組みについては次に詳しい。西智弘編著『社会的処方：孤立という病を地域のつながりで治す方法』学芸出版社、2000年；西智弘・岩瀬翔『みんなの社会的処方：人のつながりで元気になれる地域をつくる』学芸出版社、2024年。
- ¹⁹ 厚生労働省ウェブサイト内「地域包括ケアシステム」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/index.html（最終閲覧日：2025年6月28日）
- ²⁰ 「コラージュ collage」はフランス語で、元は糊で貼ることを意味する。美術では、異なる素材を断片化して画面に貼りつける技法のことをいい、パブロ・ピカソ（1881 - 1973）やシュルレアリストらに好んで用いられた。「アッサンブラージュ assemblage」もフランス語で、寄せ集めの意味。二次元ばかりでなく三次元のさまざまな素材を組み合わせて制作する技法で、ジャン・デュビュフェ（1901 - 1985）らが始め、1960年代以降に広く知られるようになった。参考）増田朋幸・喜多崎親編著『岩波西洋美術用語辞典』岩波書店、2005年。
- ²¹ 徳島県立近代美術館ウェブサイト内「ユニバーサルミュージアムのとりくみ」 <https://art.bunmori.tokushima.jp/tokuniv/>（最終閲覧日：2025年6月23日）
- ²² いずれの企画も徳島県立近代美術館の主催イベントであり、共催として THAL 代表の田中（徳

島大学人と地域共創センター兼務教員) が関わった。

²³ 徳島赤十字ひのみね医療療育センター <https://www.hinomine-mrc.jp/> (最終閲覧日: 2025年6月23日)

²⁴ 当日の様子は次の新聞記事で紹介された。「近代美術館 病院へ『出張』」『読売新聞』23面(地域面)、2025年1月29日。

²⁵ アートミーツケア学会 <https://artmeetscare.org/>

²⁶ 土井由利子「総論-QOLの概念とQOL研究の重要性」『保健医療科学』53(3), 2004, pp.176-180.

Abstract

As part of its ongoing efforts to introduce art into medical, nursing, and welfare settings, Tokudai Hospital Art Labo co-organized three related events alongside an exhibition held at the Tokushima Modern Art Museum in January and February 2025. This report provides a summary of the follow-up seminar conducted in March. In the opening remarks, the author highlighted recent trends in Japan and abroad, emphasizing how dialogue-based art appreciation and art-lending programs are increasingly being linked to care practices. The curator's presentation offered a detailed account of collaborative initiatives undertaken in partnership with welfare facilities and a hospital. These included a group visit to the museum, a live virtual tour of the exhibition for hospital patients, and collage workshops. The presentation also described the participants, event structure, outcomes, and feedback from both participants and staff. Subsequently, a specialist with extensive experience in the field of art and healthcare provided an evaluation of the initiative, drawing connections to comparable cases and theoretical frameworks. The seminar concluded with a discussion involving all participants, during which the importance of sustaining such initiatives was strongly emphasized.

報 告

アートを活かした認知症に関する意識啓発活動の動向

—オーストリアの美術館における事例をもとに—

鈴木 尚子*

An Arts-Based Dementia Awareness Initiative: An Artist-Led Project in Austrian Museums

Naoko SUZUKI

要 旨

世界各地で少子高齢化が進行する中、認知症を発症した人が住み慣れた地域で暮らし続けるために、周囲の一般市民に対して意識を啓発し、認知症への正しい理解を促す取り組みが増えつつある。筆者は、自身がこの種の活動に主体的にかかわりながら、過去数年にわたり、諸外国における様々な事例を見聞してきた。本稿では、その一環として、オーストリアの研究者兼芸術家のグループが2016年から取り組んでいるアートを活かした認知症への意識啓発活動を取り上げ、筆者が2024年10月に体験した当地の美術館におけるワークショップをもとに、その概要を報告するものである。参与観察の結果、本ワークショップの特徴として、①文字情報に頼らずとも、意識啓発は可能であること、②作業をしながら、その過程で活動の「理由」をともに考えていくという手法がとられていること、③「学びほぐし」の重視とそれによる当事者意識の醸成がみられること、が自身の観点からの考察により見いだされた。

キーワード：認知症、意識啓発、アート、学びほぐし

1. はじめに—本稿の背景と目的—

先進諸国を中心に、世界各地で少子高齢化が進行する中、認知症を発症しても住み慣れた地域で暮らしていくために、周囲で暮らす人びとの意識を変え、協力的な姿勢を身につけてもらうための取り組みが様々な形で導入されている。例えばわが国では、2005年より、厚生労働省が主導する形で認知症サポーターの養成並びにその活動を支援するキャラバン・メイトの養成が図られ、2025年6月時点において、全国でのべ1,600万人を超える認知症サポーター（キャラバン・メイトを含む）

*徳島大学 人と地域共創センター

が養成されている¹⁾。

一般市民への認知症に関する正しい理解を促進するための取り組みは、2020年頃を境として、さらに推進される傾向にある。2024年1月より施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」においては、「認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めること」が謳われている²⁾。同法をもとに、2024年12月に閣議決定された認知症施策推進基本計画においては、「新しい認知症観」（認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる、という考え方）が示されている。

こうした中、自治体・各種団体・その他組織においても、意識調査の実施や、その結果にもとづく独自の取り組みが図られている³⁾。筆者自身も、所属機関のある徳島県内で県民を対象とした意識調査⁴⁾を行い、その後一般市民とグループを結成し、所属機関における地域課題解決事業の一環として、社会人並びに児童を対象としたプログラムをそれぞれ考案・開発した上で、県内各地において認知症に関する意識啓発事業を実施してきた⁵⁾。また、本活動と併行し、諸外国における認知症に関する意識啓発に関する取り組みについて、過去数年間にわたり、現地へ赴き調査研究を実施している。

本稿は、こうした状況を背景に、筆者が過去数年間取り組んできた国外における調査研究の一環として、2024年10月に筆者がオーストリアで実施した調査をもとに、その概要を報告することを目的とする。

2. 調査の概要

本稿で調査対象とするのは、オーストリアのウィーン応用芸術大学⁶⁾において、2016年より実践活動を通じ、認知症とアートの関係性を研究している8名のグループが実施しているDEMEDARTSと呼ばれるプロジェクトである。調査の方法として、同大学で関係者より聴き取り調査を行った他、2024年10月5日にフィラッハ（Hillach）という都市において3つの美術館を巡回する形で実施された同プロジェクトを参与観察した。オーストリアでは、毎年10月の第一土曜日に、全土において、オーストリア放送協会（Österreichischer Rundfunk/ORF）の主催により、夕刻から深夜まで博物館・美術館を開放するイベント（ORF-Lange Nacht der Museen）が開催される（写真1）。この開催日には、1枚のチケットを購入すれば、同国全土で同イベントに賛同しているすべての博物館・美術館に入館が可能となる。同グループのワークショップは、このイベントに合わせて実施されたものであり、フィラッハ市内に



写真1 Lange Nacht der Museen の看板

において、午後6時からは美術館 A、午後8時からは美術館 B、午後10時からは美術館 Cにおいて実施され、筆者もそれに同行した⁷⁾。したがって、本稿の記述は以上の調査にもとづくものである。

3. プロジェクト DEMEDARTS の概要⁸⁾

1) DEMEDARTS の開発経緯

2024年時点において、世界で1億2,500万人が認知症を発症しており、欧州だけで1千万人を超えている。認知症の人は3秒ごとに増えており、2050年までには倍増することが予測されている。本稿の調査対象国であるオーストリアにおいて、2024年時点における65歳以上の高齢者人口は1,891,355人（総人口に占める割合は20.61%）であり、1960年（高齢者数：856,398人）から倍増している⁹⁾が、これに伴い認知症の人の割合も増加している。

欧州では、高齢者に対する否定的な態度が横行しており、認知症の人は社会から疎外・拒絶される傾向にある¹⁰⁾。したがって、社会全体で高齢者や認知症の人に対する意識や社会環境を改善し、より良いものに変革していくべきであるが、全体として国の高齢者施策や高齢者福祉用具の開発等には十分に重きが置かれておらず、エイジズム（高齢者への偏見や嫌悪感、それにもとづく言動等）も依然として存在する。したがって、この問題の解決には、認知症の人や介護者だけでなく、それ以外の社会におけるすべての構成員が意識を変えていかなければならない。とはいえ、欧州では高齢者や認知症の人を身近に感じていない人も多く、日常会話で気軽に語り合うことに障壁がある人もいるため、より穏やかなアプローチが必要となる。

こうした中、認知症の人がより地域で暮らしやすくなるために、アートを通じて認知症の当事者・介護者のクリエイティビティを引き出すだけでなく、一般市民の認知症に対するスティグマを軽減・除去し、正しい理解により意識を向上させることを目指し、DEMEDARTS と呼ばれるプロジェクトが2016年より開始された。同プロジェクトは、ウィーン応用芸術大学内の「アートの教授法と学際的教育研究センター（Center for Didactics of Art and Interdisciplinary Education）」において、R. マテウス＝バー教授（Ruth Mateus-Berr）を代表とする関係者により考案・開発されたものである。DEMEDARTS は、オーストリア科学財団（FWF）より、2016年から2019年、そして2020年2月から2024年1月までそれぞれ財政支援された。

2) DEMEDARTS の由来と開発者

プロジェクトの名称である DEMEDARTS は、英語の「Dementia（認知症）」、「共感（Empathy）」、「教育（Education）」、「芸術（Arts）」を組み合わせた開発者による造語である。プロジェクトには、8名の大学関係者兼芸術家が関わっている。かれらは、アート・音楽・デザインの指導者、芸術家、マルチメディアのアートセラピスト、作家、デザイナー、パフォーマー、身体療法研究者等の経歴を持つ。それぞれが専門の見地から協力し、アートにもとづいた認知症に関する意識啓発のための教授法を複数開発し、現在中等教育機関や医療・介護施設、公共空間等において、1～2時間程度

の多様なワークショップを実施している。

本ワークショップでは、ただ単に芸術作品を鑑賞もしくは創作するだけでなく、他者のアウトプットと自身のアウトプットとの比較や新しいアイデアの組み合わせにより、参加する当事者に「気づき」を促すことも意図されており、従来の芸術療法で一般的に用いられる方法論を超えた新たな手法として、国際アルツハイマー病協会からも主宰者が会議に招聘される等、近年注目されつつある。

また、40種類以上の異なるワークショップが掲載されたツールブックが開発されているが、これらは無料でホームページ上から入手可能となっており、ドイツ語、チェコ語、セルビア語、ルーマニア語、ハンガリー語、スロバキア語、ポーランド語、英語、スペイン語で利用が可能となっている。

3) DEMEDARTS の目的と対象

本活動の目的には、①一般市民を対象にした、認知症の人に対する共感スキルの習得支援、②認知症の人や介護者との共生に向けた、中等教育レベルにおける教育的なアート・デザインの開発、③認知症にやさしい社会づくりの促進、④エイジズム／年齢差別への対抗と意識啓発等が含まれる。これらの目的の達成により、社会に刺激を与え、認知症の人とその介護者を支援すること、そして一般市民の意識を啓発することにより、認知症の人ができるかぎり住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会の創造が目指されている。

一般的に、人びとは、認知症の人が何か不自然な行動をしているように感じられた時に、「それは間違っている」と否定し、自分たちが考える正しいことを説明しようとする。しかし DEMEDARTS では、「何が正しく、何が間違っている」といった考え方を一度「無」にする。作り出された自己と他者のアート作品を通じてみると、一人ひとりが「困惑」・「混乱」と感じているもののイメージは一つとして同じものは無く、認知症の人であろうとなかろうと、すべてが異なり、画一化されたものはない、ということに気がつく。即ち、我々が「普通／通常」だと思っているものは一辺倒ではなく、それは認知症の人であるかどうかに関わらず、一人ひとり異なるものであるということを他者の作品との比較の中で理解してもらうことが、このワークショップの主な狙いにある。こうしたワークショップを通じて、人間の中にある「正しいこと・そうではないこと」に関する思い込みや偏見をできるだけ軽減・除去し、自分のなかにあるものごとの捉え方を変えていく(学びほぐす = unlearn) ことにより、認知症への理解を進めることが、最終的な目標として期待されている。また、本活動は、認知症の当事者に対しても実施されるが、その際には作品制作を通じて当人から引き出されるクリエイティビティが重視されている。

ワークショップの対象は、認知症当事者を含め、あらゆる人々がその対象となるが、主には、若者(主に中等教育レベルの児童)、介護専門職、家族介護者、一般市民等に分類して実施されることが多い。若者があえて強調される背景には、欧州において若者の間に高齢者に対する偏見や敵意

が存在するからであり、中等教育の段階からこうした活動を通じてかれらの高齢者に対する意識を啓発することで、思いやりや共感の気持ちをはぐくむことが期待されている。

この活動を通じ、主宰者らは、次のような問いを解明しようとしている。

- ・アートにもとづいた研究により、いかにして認知症の人と認知症でない人の共生に影響を与えることができるのか？
- ・いかなるアートやデザインの戦略により、認知症の人に対する（周囲の人びとの）共感能力の持続的な増大を引き出すことができるのか？
- ・アートとデザインは、いかにして中等教育レベルの児童らに認知症の人への共感の感情を生み出していけるのか？
- ・認知症に関するトピックについて、中等教育レベルの児童、（訓練中の）アートや音楽の若手教員からどのような質問やコメントが寄せられたのか、そしてそれらに対して、アートにもとづいた手段を用いることにより、いかにしてさらに深い洞察が加えられるのか？
- ・どのようなコンタクトのあり方が、認知症の人との交流にとって有効であるのか？
- ・以上の問いは、アートに基いた研究のアプローチにより、いかにしてさらに進展が可能なのか？

この他、本活動がオーストリアで実施される際には、歩行器が装飾され、シンボルとしてワークショップが実施されるスペースの中央に置かれることが多い。これは、高齢者施策が立ち遅れており、高齢者を対象とした福祉機器の開発が十分に行われていないオーストリアの現状に、主宰者らが皮肉を込める意味から取り入れられている。

4. 調査研究時の観察記録

1) 2024年10月5日のイベントで実施された DEMEDARTS の概要

この日は、ウィーン応用芸術大学の DEMEDARTS 主宰者数名の他、音楽家1名が招待され、スタッフとして参加した。当日採用されたワークショップは、来館した一般市民に、自身の中にある困惑や混乱等を心に思い浮かべ、それを白い画用紙にカラーペンでドローイングしてもらうというものである。この作業用に、A4サイズ用の紙、クリップボード、マジックペンが数十名分用意された。帯同した音楽家は、十数種類の異なった楽器を持参しており、来館者が描くドローイングに合わせ、さまざまな楽器でそれぞれの作品の制作過程や制作後の作品から得たインスピレーションを音色にして表現していく。ドローイングを1枚描き上げると、床に並べるように指示され、また新しい1枚を描くように言われる。こうして、1時間後にはそれぞれの人びとが描いた作品が床に並べられ、来館者は自身の作品と他者の作品を比較することにより、一人ひとりの作品が全く異なることに気づかされる。

ワークショップの終盤には、主宰者の一人である R. マテウス＝バー教授より、「このような作品

を認知症の人に描いてもらうこともあるが、皆さんと同じように、認知症の人も常に心の中に困惑や混乱を抱え、それを多かれ少なかれ自覚しながら生きている。それは私たちとは無縁のものではなく、程度の差はあれ、皆それぞれが抱えているものでもあり、作品として並べてみると、私たちのものとそれほど異なりはしない。認知症を発症しているか否かに関わらず、私たち人間は誰でもそれぞれに異なった形で悩んだり、苦しんだりしながら、困惑や混乱等の感情を内に秘めて暮らしている。このワークショップは、誰もが当事者になる可能性があることや、認知症の人たちだけを特別視することが適切でないと自覚することを目標に実施している」といった趣旨説明が行われる。最後に DEMEDARTS のこれまでの活動が紹介され、活動のホームページが記載されたカードが参加者に配られ、終了する。

以上の行程によるワークショップが、2時間おきに、以下のフィラッハにある3つの美術館を巡回する形で行われた。なお、使用言語は3カ所とも公用語であるドイツ語が用いられた。

① 美術館 A (Dinzschloss) ¹¹⁾

この美術館では、午後6時～午後7時半頃にワークショップが実施された。ここでは、常設の展示がある部屋ではなく、様々な作業が来館者と共にできる入口付近のフリースペースが用いられた。中央には、この活動実施時のシンボルとなる装飾した歩行器が展示された(写真2)。椅子が部屋の端付近に並べられる中、ワークショップが実施された。フィラッハの郊外に位置する美術館であるため、最初は数名程度の来館者のみ参加していたが、次第に増え始め、10名程度が参加した。

この美術館では、概ね中高年の男女が参加した。なかにはドローイングが進まない者も一部みられたため、主宰者が実際にドローイングを描いて見本を見せ、「この作業に正しいことや間違っことはなく、どのようなものであっても自由に描いていいこと」が改めて作業を通じて示される。それとともに、次第に参加者の作業速度も速まっていた。その間、帯同した音楽家は、作業中の人びとの制作過程を見ながら、その作品から得たインスピレーションを、主にフルートを用いて音で表現していった。やがて、一人につき1-3枚程度のドローイングが床に並べられ(写真3)、皆がそれを見比べる中で、主宰者による本ワークショップの趣旨説明が行われた。終了後、スタッフが後片付けし、作品を回収の



写真2 ワークショップの様子(美術館A)



写真3 ワークショップの様子(美術館A)

上、次の美術館 B に自家用車で移動した。

② 美術館 B (Museum der Stadt Villach) ¹²⁾

この美術館では、午後8時～午後9時半頃にワークショップが実施された。この美術館は街の中心部に位置するため、夜間ではあったが、幅広い年代にわたる多くの来館者が訪れていた。ここでは、絵画等の常設展示がある3階の部屋が使用され、美術館 A とは別に用意された、装飾済みの歩行器が置かれ、数十名に上る多くの来館者が訪れた。

ワークショップでは、その部屋を訪れた一般の来館者が、突然ドローイングの誘いを受けるが、多くが気軽にクリップボードを手に持ち、自由にペンでそれぞれの思いを描き始めた。この美術館では親子連れも多く、児童らも床にクリップボードを置いて、跪いたり、寝転んだり、自由な格好をしながら、ドローイングを楽しんでいた(写真4、5)。大人たちは、部屋の中央部にある椅子に座るか、あるいは立ったままでドローイングを描いており、中にはあえてボードを見ず、正面を向き、心の赴くままにドローイングを始める者もいた。音楽家は、ここではオカリナ、リコーダーをはじめ、複数の異なった楽器を用いて、ドローイングの作品から得たインスピレーションを、作品制作中、そして制作後に床に並べられた作品を見て、表現していた。最後に主宰者による趣旨説明が行われた。終了後、スタッフが後片付けし、作品を回収の上、次の美術館 C に自家用車で移動した。



写真4 ワークショップの様子(美術館 B)



写真5 ワークショップの様子(美術館 B)

③ 美術館 C (Galerie Freihausgasse) ¹³⁾

この美術館では、午後10時から午後11時半頃にかけて、ワークショップが実施された。この美術館は、現代的なアートを展示する場所であり、当日は地元出身で新進気鋭の若手アーティストによる特別展が行われている1階部分が使用された(写真6)。夜間であったこともあり、ワークショップには、若者のグループやカップル、中高年、ペットを連れた単身者等、十数名程度が参加した。この美術館でも、新しい歩行器が



写真6 ワークショップの場所(美術館 C)

スペース中央に置かれた。

特別展の開催中であったこともあり、来訪者は壁にかけられた作品を鑑賞しながら、同時にワークショップにも参加する等、柔軟な姿勢で対応しており、独創的な作品が多く描かれた。また、特別展の作家自身も母親と来館しており、参加者らと談笑しながらワークショップにも参加していた。音楽家は、ここではサクソスやハーモニカを主に用いながら、参加者それぞれの作品の制作中、そして制作後の作品を見ながら音で



写真7 ワークショップの様子（美術館C）

表現を続けていた。最後に主宰者による趣旨説明が行われた（写真7）。終了後、スタッフが後片付けし、作品を回収した。その後、美術館内の一室で軽食が提供される中、午前0時頃より美術館職員とスタッフで事後の打合せ兼打ち上げが行われた。

以上、2024年10月5日に実施された3か所の美術館におけるワークショップの概要は、下記のようにまとめられる（表1）。なお、それぞれの美術館では、来館者の年代、場の雰囲気、描かれる作品から感じ取ったものについて、音楽家は異なる楽器を用いて「音」で表現していたが、主宰者による趣旨説明はどの美術館でも共通して同じ内容が伝えられていた。

表1 各美術館におけるワークショップの概要

実施時間帯	実施場所	ワークショップへの参加者	概略
午後6時～ 午後7時半頃	美術館A (Dinzlschloss)	中高年の男女十数名程度	入り口付近のフリースペースを使用して実施。使用楽器は主にフルート。
午後8時～ 午後9時半頃	美術館B (Museum der Stadt Villach)	児童を含む、幅広い年代の来館者数十名程度	絵画の常設展示があるスペースの一室において実施。使用楽器はオカリナ、リコーダー他。
午後10時～ 午後11:30頃	美術館C (Galerie Freihausgasse)	若者のグループやカップル、中高年、ペットを連れた単身者等、十数名程度	特別展開催中のスペースを利用して実施。使用楽器は主にサクソス、ハーモニカ他。

5. 小括（まとめにかえて）

筆者自身、徳島県内において、認知症に関する意識啓発活動を市民グループとともに多様な世代に対して実施しているが、同じ実践者としての視点から、以下のような特徴が本ワークショップの特徴として自身の考察から見出された。

第一に、人に物事を伝えるには様々な手段があり、文字情報による知識を提供することを「是」とする感覚自体を改めて問い直さなければいけない、ということである。わが国のメインストリームの意識啓発活動である認知症サポーター養成講座においては、(写真や動画、イラストを含む)

文字情報による理解促進が採用されている。筆者自身の活動においても、大方は「言葉」により、蓄積された学知を分かりやすく人々に伝えることが、認知症に関する理解を促すために最も適切だという観点から、自身の活動を市民と開発し、実践してきた。そこでは、なるべく対象者の年齢に応じて想定される知識量・語彙等に鑑み、プログラムを考案した。そして、その方法は確かに、ある程度文字による知識を習得した児童や社会人には有効である側面もあった。しかし、対象が文字をまだ学習していない未就学の児童ばかりになる際に、文字情報は全く通用しなくなるが、プログラム中に取り入れている寸劇を通じて、演者が「嬉しい」「悲しい」「楽しい」「怖い」といった感情を身体の動きを伴って表現すると、未就学の児童にもその思いは伝わり、同じようにかねらの表情が変容していった。そうした経験から、自身の活動を通じて、文字情報に頼らない伝え方が自然に提供できていたことを、改めてオーストリアの DEMEDARTS を通じて想起することになった。そして、未就学児に限らず、人間にはそのような、文字だけに頼らない本能で感じ取る能力が潜在的に大いに眠っていること、そして意識の啓発という作業において、大人に対してもそれが活かせることに改めて気づかされた次第である。

第二に、わが国では、物事に着手するとき、その「理由」を先に考えてしまいがちであるが、このワークショップでは、作業しながら「理由」をその過程で考えるよう促されていることに気づかされた。今回参与観察を実施した3つの美術館では、もともと DEMEDARTS が実施されることを知らないまま来館する一般市民も多くみられたが、皆最初は驚きを見せるものの、ドローイングに誘われると気軽に応じ、横で奏でられる音楽を愉しみながら、自由に各自の心にある思いを線や文字で表現していった。実際、ドローイングのワークショップへの誘いを受けた際、(筆者が観察していた限り) 誰一人として、「なぜこのようなことをするのか」という疑問を呈する者を見かけることはなかった。欧州の教育では、国にもよるが、幼い頃からアートがより身近に取り入れられており、その手法や効果が多くの人びとに浸透していることから、こうしたワークショップが受け入れられやすい土壌がある。わが国では、芸術を専門に学問を修了していない限り、日常生活の中でドローイングを用いて、自由に感情を表現したり、それを他者に披露したりという経験をすることは多くはないため、何か作業をする際に、先に「理由」を確認する傾向にある。しかしながら、本ワークショップのように、作業をしながら、徐々にその効果を自身と他者のアウトプット(作品)の比較により目で見えて実感し、「理由」をその過程で考えることから、徐々に理解が促されることもある、ということが、今回の見学により鮮明に可視化され、自身として体得できたように思われた。

第三に、このワークショップの趣旨となる、「unlearn=学びほぐし」の重視と、それによる認知症をめぐる諸問題に対する当事者意識の醸成についても、改めてその重要性に気づかされた。認知症の人に対するスティグマは、意識するかどうかに関わらず、年齢が上がれば上がるほど、(さまざまな玉石混交の知識にふれ、経験を重ねる中で) 中身は異なるが、多くの人びとの中に何らかの感情が生じることから蓄積していく。それをいかに軽減・除去させていくかという課題の解明は容

易ではない。しかし、非言語的な要素を通じてみれば、認知症の有無に関わらず、「自分が正しいと思込んでいるもの・間違っていると思込んでいるものは一人ひとり異なる」と自覚することから認知症への認識を改めていくという作業は、これまで世界の多くの諸地域で実施されている認知症の人やその家族に対して用いられるアートを通じた手法（作品鑑賞や作品制作による思いの表出）よりも、さらに一歩進んだ、主体的な感性の揺らぎを効果的に利用した手法のように思われた。また、このような作業を通じて、誰もが当事者であり、一人ひとりが地域社会を構成する一員であるという自覚が芽生えることも、認知症にやさしい地域づくりに効果的であるように思われた。この点は、自身の活動への還元のあるあり方として、今後さらに考察を深めたい。

いずれにせよ、認知症への理解促進という社会課題に対し、アートを通じて解決していこうとする試みにより、年齢や経歴を超え、人びとの間に共感や支え合いの気持ちが生み出される手法は画期的である。オーストリアと比較すると、より高齢化が進行し、認知症をめぐる状況もより切実なわが国において、非言語的な手法を用いて対象者の感性に訴えかけることで理解を促そうとする活動に対する潜在的需要はあるのではないかと考えられた。しかしながら、それを実現するには、活動の場の選定¹⁴⁾、日本人の心理的・文化的特性への配慮¹⁵⁾等が慎重に検討されなければならないだろう。とはいえ、今後日本の文脈に照らした解釈により、より最適な形で、こうしたアートを人びとの正しい認知症理解に応用していく可能性を模索する価値は十分にあるように思われた。

謝辞

オーストリアでのワークショップ見学を含め、本調査研究にご協力いただきましたウィーン応用芸術大学の R. マテウス＝バー教授をはじめとする関係各位に心より御礼申し上げます。

注

- 1) 認知症サポーターキャラバンホームページ <https://www.caravanmate.com/> (2025. 6. 13 閲覧)
- 2) 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和五年法律第六十五号) 第三条二に「国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めること」という条文がある他、第十四条においても、「認知症の人に関する国民の理解の増進等」が謳われている。
- 3) この種の取り組みについては、その一部を下記文献の該当箇所にもとめている。
鈴木 尚子・岡 里美 (2024) 「児童とその保護者を対象とした認知症に関する意識啓発プログラムの概要と共生社会に向けた課題」徳島大学人と地域共創センター紀要 33、p.44
鈴木 尚子 (2023) 「認知症をめぐる一般市民の意識把握と啓発活動の動向と課題—国内外の代表的事例に関する文献調査をもとに—」徳島大学人と地域共創センター紀要 32、pp.12-13
- 4) 鈴木 尚子・岡 里美 (2022) 「地域社会に求められる認知症への取り組みに関する一考察—徳島県民を対象とした認知症への意識調査から—」徳島大学人と地域共創センター紀要 31、

pp.33-54

- 5) 同プログラムの概要は、注3の論稿（鈴木・岡 2024）に詳述しているが、現在は独自の創作絵本をもとに一部内容を改変し、メンバーに学生を加えて実施している。
- 6) 同大学名（ドイツ語：Universität für angewandte Kunst Wien, *Die Angewandte*）は、日本語で「ウィーン応用美術大学」と訳されることが多いが、美術に限らず、その所掌範囲が広範囲にわたることに鑑み、本稿では「ウィーン応用芸術大学」と訳出した。
- 7) 各美術館の名称については、主宰者の許可を得て明記している。
- 8) Mateus-Berr, R., & Gruber, L. V. (2021). *Arts & Dementia: Interdisciplinary Perspectives*, Berlin, Boston: De Gruyter 及び関係者への聴き取り調査より。
- 9) 世界銀行ホームページ
<https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.65UP.TO?locations=AT> (2025. 6. 10 閲覧)
- 10) 例えば以下に詳しい。
Sabatini, S., Martyr, A., Hunt, A., Gamble, L. D., Matthews, F. E., Thom, J. M., Jones, R. W., Allan, L., Knapp, M., Victor, C., Pentecost, C., Rusted, J. M., Morris, R. G., & Clare, L. (2024). Comorbid health conditions and their impact on social isolation, loneliness, quality of life, and well-being in people with dementia: longitudinal findings from the IDEAL programme. *BMC geriatrics*, 24(1), 23
Hajek, A., & KÖnig, H.-H. (2025). Prevalence of loneliness and social isolation among individuals with mild cognitive impairment or dementia: systematic review and meta-analysis. *BJPpsych open*, 11 (2), e44
- 11) <https://villach.at/dinzlschloss> (2024. 9. 24 閲覧)
- 12) <https://villach.at/museum> (2024. 9. 24 閲覧)
- 13) <https://villach.at/stadt-erleben/kultur/galerie-freihausgasse> (2024. 9. 24 閲覧)
- 14) 本報告で扱った DEMEDARTS について、主宰者より、2025 年 9 月頃に来日の上、日本の美術館において来館者を対象に実施したい旨、希望を示されたため、2024 年 10 月から 2025 年前半の間、複数の国内の美術館に対して筆者が打診した。しかしながら、オーストリアのように、既存の展示がある美術館のスペースを使用したワークショップの実施は難しいと回答されることが多く、わが国での実施においては場の選定に工夫が必要なように思われた。
- 15) 例えば、以下の論稿にみられるように、日本では、認知症を「恥の病気」としてとらえ、多くの家族が隠べいする傾向が長年存在してきた。城戸亜希子（2019）「認知症の社会文化的表象について－新聞報道と小説を中心として－」2018 年度桜美林大学大学院博士論文、p.1

執筆者一覧 (五十音順)

石原由貴	徳島大学 社会産業理工学研究部
鈴木尚子	徳島大学 人と地域共創センター
田中佳	徳島大学 大学院社会産業理工学研究部／人と地域共創センター
田中真由美	安田女子大学
段野聡子	徳島大学 人と地域共創センター
美藤輝樹	株式会社 GOCCO.
渡邊加奈	徳島大学 総合科学部

徳島大学人と地域共創センター紀要 第35巻

2026 (令和8) 年3月25日 発行

編集委員長	田中 俊夫
発行者	徳島大学人と地域共創センター 〒770-8502 徳島市南常三島町1-1 電話 (088)656-7276 FAX (088)656-7277
印刷所	協業組合 徳島印刷センター 〒770-8056 徳島市問屋町165 電話 (088)625-0135

Journal of the Center for Community Engagement and Lifelong Learning, Tokushima University

Vol. 35
March, 2026

Contents

Research Articles

One Consideration about the Contribution Deduction System: From the Viewpoint of the NPO Corporation
..... Satoko DANNO & Mayumi TANAKA (1)

Reports

Micro-Content Tourism: Designing a Recommendation System for Narrative Re-experience in Nearby Places
..... Yuki ISHIHARA, Teruki BITO & Kana WATANABE (21)

A Report on the Seminar: Exploring “Connecting through a Museum”
..... Kei TANAKA (31)

An Arts-Based Dementia Awareness Initiative: An Artist-Led Project in Austrian Museums
..... Naoko SUZUKI (49)
